

# 沖縄県公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月  
(令和 4 年 8 月改訂)

沖 縄 県



## <目 次>

第1章 計画の目的・位置付け等	- 1 -
1. 計画の目的	- 1 -
2. 計画の位置付け	- 2 -
3. 計画期間	- 2 -
4. 対象施設	- 3 -
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	- 4 -
1. 公共施設等の現況及び将来の見通し	- 4 -
(1) 公共建築物（ハコモノ）の現況	- 4 -
(2) 土木等施設（インフラ）の現況	- 6 -
(3) 環境条件	- 7 -
①気候	- 7 -
②地理的特徴	- 7 -
(4) 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み	- 8 -
①公共建築物（ハコモノ）	- 8 -
②土木等施設（インフラ）	- 11 -
③将来の経費の見込み	- 15 -
2. 公共施設等を取り巻く将来の見通し	- 16 -
(1) 人口の見通し等	- 16 -
①人口の見通し	- 16 -
②県民一人当たりの施設量	- 18 -
(2) 財政状況	- 20 -
①歳入の状況	- 20 -
②歳出の状況	- 21 -
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	- 22 -
(4) これまでの取組状況	- 23 -
①個別別施設計画の策定	- 23 -
②ファシリティマネジメントの取組	- 25 -
③長寿命化対策の推進	- 26 -
④県有施設等の利活用	- 27 -
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	- 28 -
1. 現状や課題に関する基本認識	- 28 -
(1) 公共施設等の老朽化への対応	- 28 -
(2) 社会構造の変化や新たなニーズへの対応	- 28 -
(3) 限られた財源による対応とコストの平準化	- 28 -
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	- 29 -
(1) 点検・診断等の実施方針	- 29 -
①定期点検等の計画的な実施	- 29 -
②点検結果等の適切な管理と活用	- 29 -
③点検・診断等の効率化・高度化	- 29 -

(2) 安全確保の実施方針.....	- 30 -
① 予防保全の導入.....	- 30 -
② 高度の危険性が認められた場合の対処方法の確立.....	- 30 -
③ 事故の未然防止.....	- 30 -
(3) 耐震化の実施方針.....	- 30 -
① 耐震改修促進計画の推進（ハコモノ）.....	- 30 -
② 災害時のライフライン機能の確保（インフラ）.....	- 30 -
③ 効率的な対策の実施.....	- 30 -
(4) 施設数量最適化の推進方針.....	- 31 -
① 施設アセスメントの実施（主にハコモノ）.....	- 31 -
② 施設総量の適正化.....	- 31 -
③ 公共施設等の除売却・処分.....	- 32 -
④ 県有施設等の利活用.....	- 32 -
(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	- 32 -
(6) SDGs 等への取組.....	- 32 -
(7) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	- 33 -
① 日常管理の徹底と効率化.....	- 33 -
② 個別施設計画に基づく着実な修繕・更新等の実施.....	- 33 -
③ 合理的な更新工事の実施.....	- 34 -
(8) 長寿命化の実施方針.....	- 34 -
① 長寿命化対象施設の選別.....	- 34 -
② 長寿命化対策の推進.....	- 34 -
(9) PPP/PFI の活用方針.....	- 34 -
3. 計画の推進体制・方策.....	- 35 -
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	- 35 -
① 全庁的な取組体制.....	- 35 -
② 情報管理・共有方策.....	- 35 -
(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策.....	- 36 -
① 庁内の役割分担の明確化.....	- 36 -
② 人材育成.....	- 37 -
③ 基準類の整備.....	- 37 -
④ 情報基盤の整備と活用.....	- 37 -
⑤ 予算管理.....	- 37 -
⑥ 国・市町村等との連携.....	- 37 -
⑦ 受益者負担の適正化.....	- 37 -
(3) フォローアップの体制・方策.....	- 38 -
① フォローアップの実施方針.....	- 38 -
② PDCA サイクル推進の体制・方策.....	- 38 -
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	- 39 -
1. 施設類型.....	- 39 -
2. 公共建築物（ハコモノ）.....	- 40 -
(1) 共通.....	- 40 -
(2) 行政機関等.....	- 42 -

(3) 学校教育施設 .....	- 44 -
(4) 住宅施設 .....	- 46 -
(5) 病院施設 .....	- 48 -
3. 土木等施設（インフラ） .....	- 50 -
(1) 道路 .....	- 51 -
(2) 河川・ダム .....	- 53 -
(3) 砂防 .....	- 55 -
(4) 海岸 .....	- 57 -
(5) 下水道 .....	- 59 -
(6) 港湾 .....	- 61 -
(7) 空港 .....	- 63 -
(8) モノレール .....	- 65 -
(9) 公園 .....	- 67 -
(10) 漁港 .....	- 69 -
(11) 土地改良 .....	- 71 -
(12) 治山 .....	- 73 -
(13) 企業局施設 .....	- 75 -
(14) その他 .....	- 77 -



# 第1章 計画の目的・位置付け等

## 1. 計画の目的

本県では、昭和47年の本土復帰以降、社会基盤整備における本土との格差是正を目指して大量のインフラや学校、公営住宅等の公共施設等<sup>1</sup>が整備されてきた。

これらの公共施設等については、老朽化が進行しており、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の経費が発生することが見込まれている。

また、本県が管理する公共施設等は、整備時期が施設類型<sup>2</sup>ごとに集中する傾向にあり、各施設の更新時期が集中することが予想される。

こうした老朽化公共施設等の増大と更新時期の集中は、そのまま財政支出の増大と集中を意味しており、行財政運営上無視できない課題となっている。

このような状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的な視点にたった公共施設等マネジメントの全庁的な取組を推進するため、平成28年12月に「沖縄県公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

本計画に基づき各公共施設等における個別施設計画が策定されたこと、また、本計画策定後の新たな行政課題等を踏まえ、県が所管する公共施設等の計画的な更新や長寿命化を更に推進していくために本計画を改訂する。

---

<sup>1</sup> 「公共施設等」とは、公共施設、公用施設等の建築物その他の工作物等をいう。具体的には、公共建築物（ハコモノ）の他、道路・河川等の土木構造物、公営企業の施設等も含むものと本計画では定義する。

<sup>2</sup> 「施設類型」とは、例えばハコモノでは県営住宅や学校、病院、庁舎など、インフラでは道路、河川・ダム、港湾、下水道など、根拠法や用途、特性等による施設の分類を指すものとし、本計画では表1-1に示すものと定義する。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した『インフラ長寿命化基本計画<sup>3</sup>』に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30年2月、令和4年4月改訂）を踏まえ、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として策定するものである。

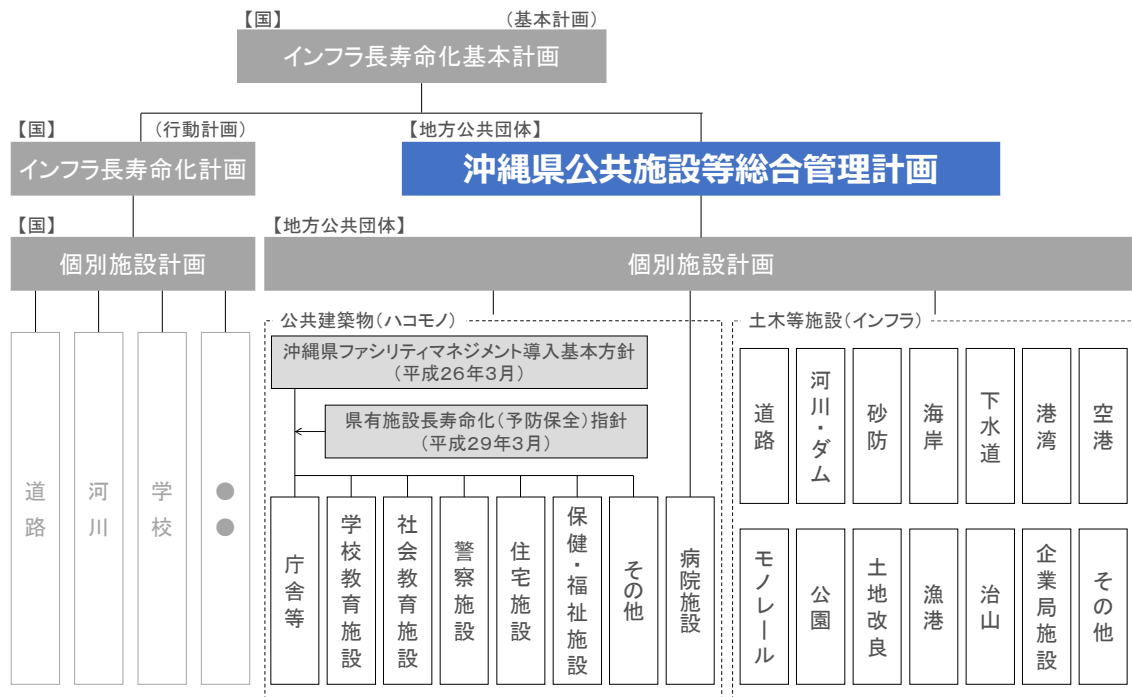


図1-1 公共施設等の管理に関する計画体系のイメージ

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、将来の人口や財政の見通し等を基に、中長期的な視点に基づき検討する必要があるため、平成29年度から令和8年度までの10年間とする。

計画期間内でも必要に応じ、適宜計画内容の見直しを行う。

<sup>3</sup> 公共施設等の老朽化対策に関する政府全体の取組として、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において平成25年11月に取りまとめられたものである。また、本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画として、各省庁は「インフラ長寿命化計画」を、地方公共団体は「公共施設等総合管理計画」を、平成28年度までに策定することとされた。



#### 4. 対象施設

本計画の対象とする施設は、本県が所有又は管理する全ての公共施設等<sup>4</sup>とし、「公共建築物（ハコモノ）<sup>5</sup>」と「土木等施設（インフラ）<sup>6</sup>」に区分する。なお、沖縄県が設立する公立大学法人が管理する施設も対象施設に含む。

表 1-1 施設類型一覧

大類型	施設類型	施設種別
公共建築物 (ハコモノ)	庁舎等	庁舎・事務所、職員住宅 等
	学校教育施設	高等学校、大学 等
	社会教育施設	図書館、博物館・美術館 等
	警察施設	警察本部・警察署、宿舍 等
	住宅施設	県営住宅
	病院施設	県立病院
	保健・福祉施設	保健所、相談所 等
	その他	各種試験・研究施設 等
土木等施設 (インフラ)	道路	道路施設(橋梁、トンネル等)、地下駐車場 等
	河川・ダム	河川管理施設、ダム 等
	砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	海岸	海岸保全施設 等
	下水道	管路施設、処理場 等
	港湾	水域施設、係留施設 等
	空港	空港土木施設(滑走路等) 等
	モノレール	沖縄都市モノレールインフラ部(軌道部、駅舎・自由通路)
	公園	県営都市公園 等
	土地改良	農業水利施設(ダム 等)
	漁港	水域施設、係留施設 等
	治山	治山施設、林道施設
	企業局施設	水道施設、工業用水道施設
	その他	防災無線関係施設 等

4 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(抜粋)

公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

5 本計画における「公共建築物」とは、公有財産台帳に登録された庁舎や学校等の建築物及び公営企業会計である病院事業に係る施設を含む建物系施設とする。

6 本計画における「土木等施設」とは、道路や河川等の土木系施設、水道事業等の公営企業会計に係る施設とし、県民の生活・財産を守り社会生活や経済活動を支える基盤を形成する施設等とする。

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1. 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### (1) 公共建築物（ハコモノ）の現況

本県が管理する公共建築物の延床面積を表 2-1 に示す。全体の延床面積は約 374 万㎡（令和 2 年度末時点）であり、施設類型でみると県営住宅などの住宅施設が最も多く全体の 34.8%、次いで学校教育施設が 30.2%、庁舎等公用・公共施設が 11.2%となっている。

本計画では、公共建築物の将来コストの推計を行う上で、築 32 年で大規模修繕を行うと仮定しているが、本県が管理する公共建築物のうち築 30 年以上の建物は全体の約 37.8%となっており、老朽化が進んでいると考えられる（図 2-2）。

表 2-1 公共建築物（ハコモノ）の施設類型別延床面積（令和 2 年度末 公有財産台帳より）

施設類型	施設種別	面積（㎡）	施設別割合	累型別割合
庁舎等公用・公共施設	庁舎	169,061	4.5%	11.2%
	職員住宅	15,213	0.4%	
	教職員住宅	13,364	0.3%	
	その他	227,634	6.0%	
学校教育施設	高校、特別支援学校、中学校	1,029,814	27.5%	30.2%
	大学	57,622	1.5%	
	その他（各種専門学校等）	45,451	1.2%	
社会系教育施設	図書館	22,309	0.5%	2.8%
	博物館・美術館	38,795	1.0%	
	体育施設	30,360	0.8%	
	その他（青少年の家、青少年教育施設等）	22,323	0.5%	
警察施設	警察本部・警察署	69,353	1.8%	3.0%
	交番・駐在所	12,104	0.3%	
	宿舍	23,547	0.6%	
	その他	14,353	0.3%	
住宅施設	県営住宅	1,299,840	34.7%	34.8%
	その他（集会場、ポンプ室等）	7,403	0.1%	
病院施設	病院施設（本体）	165,816	4.4%	4.6%
	その他（医師住宅、宿舍等）	7,568	0.2%	
保健・福祉施設	保健・福祉施設（保健所、児童相談所等）	46,916	1.2%	1.2%
その他	水産関連施設（海洋深層水研究所、栽培漁業センター等）	22,892	0.6%	12.2%
	畜産関係施設（家畜保健衛生所、家畜衛生試験場、家畜改良センター）	34,745	0.9%	
	農業関連施設（中央卸売市場、農業研究センター・病虫害防除技術センター等）	115,668	3.0%	
	工業関係施設（工業技術センター等）	211,375	5.6%	
	動物愛護管理センター	4,677	0.1%	
	その他	32,586	2.0%	
合 計		3,740,788	100.0%	

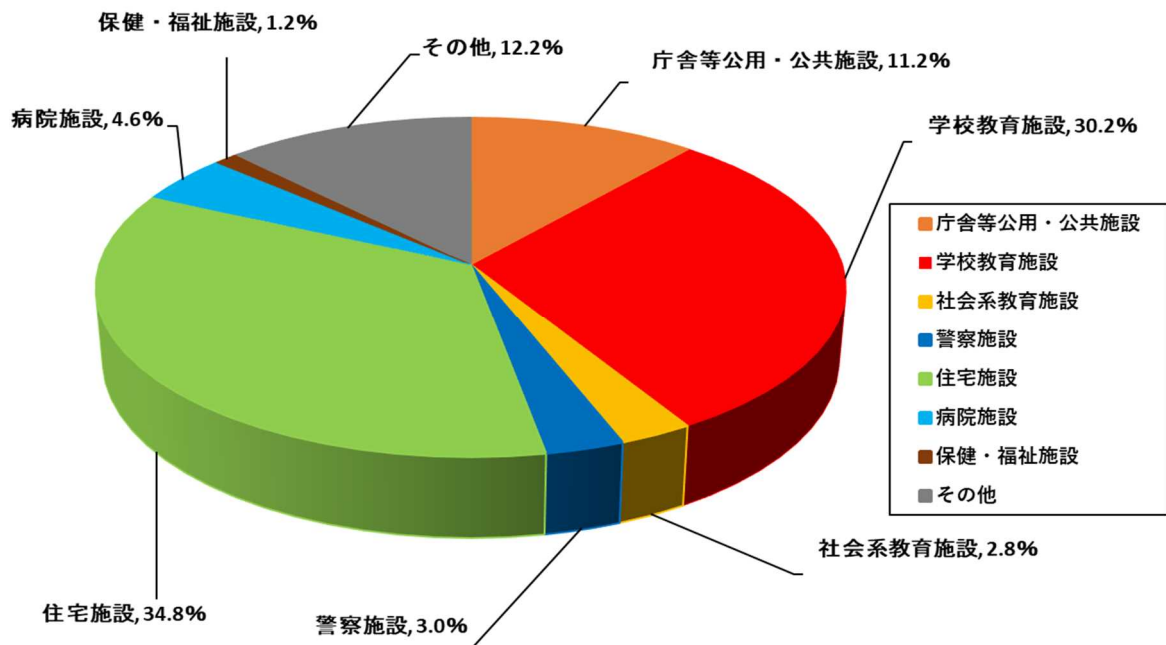


図 2-1 公共建築物（ハコモノ）の施設類型別延床面積の割合（令和2年度末）

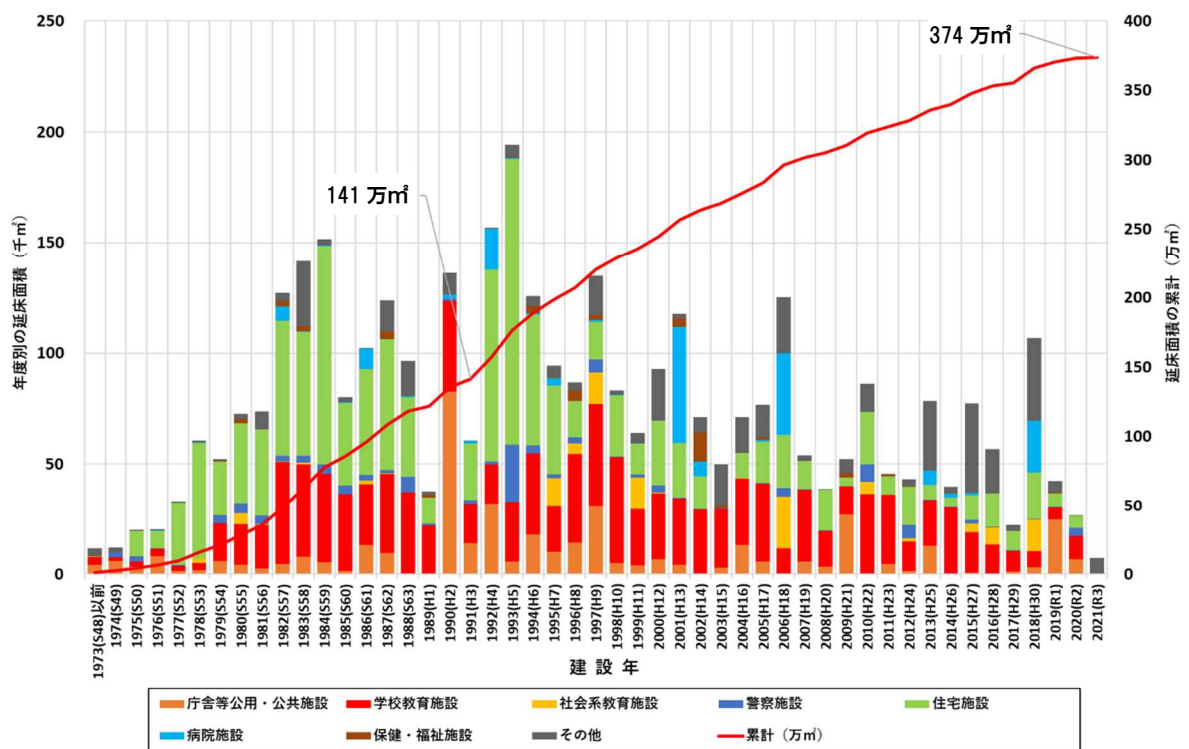


図 2-2 公共建築物（ハコモノ）の建設年別延床面積

(2) 土木等施設（インフラ）の現況

本県が管理する土木等施設（インフラ）の整備概況を表2-2に示す。現時点では土木等施設の平均的な法定耐用年数<sup>7</sup>と考えられる50年を経過するものはほとんどみられないが、20年後（令和23年度）には、73の施設種別の内で50年を経過する施設の割合が50%以上を占める施設種別が30となり、今後老朽化に伴う更新又は維持管理の需要が急増することが予想される。

表2-2 土木等施設（インフラ）の施設類型ごとの整備概況

No	施設類型	施設種別	現況分析			建設後50年経過する施設の割合			
			施設数	単位	規模	単位	R3年現在	10年後	20年後
01	道路	01. 道路（舗装）	152	路線	23,303.310	総面積（㎡）	-	-	-
		02. 橋梁（橋長15m未満）	329	橋	2,054	総延長（m）	22%	50%	69%
		03. 橋梁（橋長15m以上）	349	橋	37,257	総延長（m）	1%	20%	46%
		橋梁 小計	678	橋	39,311	総延長（m）	11%	34%	57%
		04. トンネル	21	箇所	6,817	総延長（m）	0%	0%	30%
		05. 地下駐車場	1	箇所	10,883	総面積（㎡）	0%	0%	0%
		06. 大型構造物（横断歩道橋）	25	箇所	1,067	総延長（m）	4%	40%	64%
		07. 大型構造物（門型構造物）	14	施設	117	総幅（m）	0%	0%	0%
		08. 大型構造物（シェッド）	3	箇所	433	総延長（m）	0%	0%	0%
		大型構造物 小計	42	施設	-	-	1%	11%	18%
09. 土工構造物	28	箇所	3,543	総延長（m）	0%	11%	25%		
10. 小規模構造物（道路照明、道路標識、情報装置版）	11,049	箇所	-	-	-	-	-		
02	河川・ダム	11. 可動堰施設	2	箇所	257	総延長（m）	0%	0%	0%
		12. 樋門施設	10	箇所	34	総延長（m）	0%	70%	70%
		13. 本ダム	6	ダム	1,575	堤頂長（m）	0%	17%	33%
		14. 砂防設備（砂防堰堤・床固工）	320	施設	-	堤頂長（m）	0%	18%	56%
03	砂防	15. 地すべり防止施設	118	施設	-	面積（ha）	0%	8%	62%
		16. 急傾斜地崩壊防止施設	283	施設	-	-	0%	4%	37%
		17. 護岸	980	施設	122,671	総延長（m）	5%	21%	45%
04	海岸	18. 水門及び樋門	87	施設	-	-	1%	70%	82%
		19. その他	530	施設	-	-	2%	27%	56%
		20. 管路施設	-	施設	114.7	総延長（km）	13%	19%	52%
05	下水道	21. 処理施設	4	施設	-	-	-	-	-
		22. ポンプ施設	19	施設	-	-	-	-	-
		23. 水域施設	276	施設	7,417,683	総面積（㎡）	0%	21%	60%
06	港湾	24. 外郭施設	430	施設	74,958	総延長（m）	2%	23%	51%
		25. 係留施設	406	施設	28,072	総延長（m）	2%	24%	49%
		26. 臨港交通施設	280	施設	98,672	総延長（m）	1%	21%	50%
		27. 荷さばき施設	200	施設	590,168	総面積（㎡）	0%	22%	52%
		28. 旅客施設	25	施設	10,822	総面積（㎡）	0%	0%	0%
		29. 保管施設	29	施設	224,949	総面積（㎡）	0%	25%	25%
		30. 船舶役務用施設	11	施設	7,074	総面積（㎡）	0%	0%	22%
		31. 港湾環境整備施設	61	施設	644,263	総面積（㎡）	0%	31%	42%
		32. 空港土木施設（滑走路）	19	施設	870,000	総面積（㎡）	0%	42%	68%
		33. 空港土木施設（エプロン）	12	施設	257,550	総面積（㎡）	0%	50%	50%
34. 空港土木施設（その他）	34	施設	145,540	総面積（㎡）	0%	50%	50%		
08	モノレール	35. モノレール 軌道桁	819	本	-	-	0%	0%	0%
		36. モノレール 支柱	402	本	-	-	0%	0%	0%
		37. 名護中央公園	1153	施設	71	ha	0%	3%	38%
09	公園（都市公園）	38. 浦添大公園	986	施設	37	ha	0%	12%	20%
		39. パンナ公園	2390	施設	110	ha	0%	4%	9%
		40. 中城公園	-	-	12	ha	-	-	-
		41. 沖縄県総合運動公園	1018	施設	70	ha	0%	0%	64%
		42. 首里城公園	952	施設	9	ha	0%	1%	2%
		43. 奥武山公園	644	施設	30	ha	1%	6%	14%
		44. 海軍塚公園	729	施設	7	ha	0%	4%	5%
		45. 平和祈念公園	652	施設	47	ha	0%	23%	25%
		46. 平和創造の森	786	施設	22	ha	0%	0%	0%
		47. 伊良部県立自然公園	40	施設	0,986	ha	0%	0%	0%
		48. 渡名喜県立自然公園	18	施設	0,058	ha	0%	0%	0%
		49. 久米島県立自然公園	265	施設	3,091	ha	0%	0%	63%
		50. やんばる国立公園	44	施設	3,200	ha	0%	2%	18%
		51. 西表石垣国立公園	28	施設	2,530	ha	0%	25%	64%
		52. 慶良間諸島国立公園	55	施設	3,700	ha	0%	4%	16%
53. 沖縄海岸国立公園	11	施設	3,970	ha	0%	0%	82%		
54. 沖縄戦跡国立公園	75	施設	4,200	ha	0%	0%	13%		
55. 沖縄県民の森	5	施設	181	ha	0%	0%	100%		
10	土地改良	56. 真喜屋ダム	1	施設	171	堤頂長（m）	0%	0%	0%
		57. 石垣ダム	1	施設	65	堤頂長（m）	0%	100%	100%
		58. 真栄里ダム	1	施設	367	堤頂長（m）	0%	100%	100%
		59. 底原ダム	1	施設	1,331	堤頂長（m）	0%	0%	100%
		60. 名蔵ダム	1	施設	400	堤頂長（m）	0%	0%	100%
		61. せき	2	施設	56	総延長（m）	0%	100%	100%
		62. 頭首工	1	施設	47	総延長（m）	0%	0%	100%
		63. 水域施設	102	施設	1,707,201	総面積（㎡）	94%	95%	96%
11	漁港	64. 外郭施設	518	施設	47,186	総延長（m）	6%	29%	54%
		65. 係留施設	235	施設	20,668	総延長（m）	7%	40%	57%
		66. 輸送施設	86	施設	33,920	総延長（m）	0%	31%	42%
		67. 漁港環境整備施設	2	施設	2	基	0%	0%	0%
		68. 治山施設（谷止工、山腹工、防潮工）	497	施設	-	-	0%	14%	38%
12	治山	69. 林道施設（橋梁）	14	橋	728	総延長（m）	0%	0%	29%
		70. 土木建築・管路施設	24	施設	-	-	3%	27%	60%
13	企業局施設	71. 電気設備	514	施設	-	-	0%	3%	18%
		72. 機械設備	99	施設	-	-	0%	2%	17%
		73. 防災無線関係施設、鉄塔等工作物、テレビ放送運営施設等	46	施設	-	-	0%	17%	17%

建設年度等が調査中となる一部の施設に関しては、現状で把握できている情報を基に記載

<sup>7</sup>『地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（H23.3）』（総務省自治財政局財務調査課 監修）より。

### (3) 環境条件

#### ①気候

本県の気候は、高温多湿かつ周りを海に囲まれ、黒潮、季節風、台風などの影響により海から内陸に運ばれる塩分が多く、他府県と比べても塩害を受けやすい厳しい自然環境にある。

#### ②地理的特徴

本県は、多数の離島が存在し、全国でも稀な亜熱帯地域で台風常襲地帯であるため、海風が卓越する地域で、風によって運ばれる海塩粒子（飛来塩分）の影響が大きい。また、本島をはじめ、宮古島、石垣島、西表島など多くの島々から構成されており、島々を結ぶ離島架橋等も多く、これらのインフラ施設も海水の塩分の影響を大きく受けやすい状況下にある。<sup>8</sup>

【塩害とは】海水等に含まれる塩分がコンクリート内部に侵入し、鉄筋の腐食が促進され、鉄筋の腐食膨張圧によってコンクリートが剥落することで、耐荷性等の機能が低下する劣化現象である。また、鉄骨造についても塩物の影響によって防食処理（塗装等）の欠陥部における腐食を促進し、通常よりも腐食が速く進行する。

県内の塩害による損傷事例写真（ハコモノ系 空調設備の劣化）



県内の塩害による損傷事例写真（インフラ系 左側：橋梁 右側：海岸護岸）



<sup>8</sup> 道路橋示方書・同解説では、沖縄県の全域が塩害影響度の高い地域に規定されており、特に海岸から100m以内の領域については、全国で唯一の「S」区分判定（塩害影響度が激しい）となっている。また、台風によって飛来する外来塩分の影響等以外にも県内においては一定時期に建設された建物の内在塩分（海砂の使用）によって、これまで概ね30年程度で建替えに至るケースも見られる。

(4) 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

①公共建築物（ハコモノ）

本県が保有する公共建築物（ハコモノ）の修繕・更新等に係る将来経費について、以下の条件（表2-3）で試算した。

その結果、単純更新した場合（事後保全型）は、50年間で約2兆1,110億円（年平均約422億円）、長寿命化対策を実施した場合（予防保全型）は、50年間で約1兆4,690億円（年平均約294億円）が必要となると試算した。

長寿命化対策を実施することにより、50年間で約6,420億円（年平均約128億円）の経費の縮減が見込まれる。

表2-3 公共建築物（ハコモノ）の中長期的な経費の試算条件

公共建築物（ハコモノ）の将来経費の試算は、試算期間を50年間（2022年度から2071年度）とし、「県有施設長寿命化（予防保全）指針」（沖縄県管財課 平成29年3月）に示された「長寿命化の効果予測」と「対象施設の要件」に基づき、パターン1（事後保全型）とパターン2（予防保全型）の将来経費を試算した。

なお、更新（建替）単価及び大規模改修単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」を参考にした。

更新（建替え）		大規模改修	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	学校教育系、子育て支援施設等	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	公営住宅	17万円/㎡

(1) パターン1（事後保全型）の算出方法

パターン1（事後保全型）では、建築物の目標使用年数を32年に設定し、建築物の経過年数が目標使用年数に達した時期に更新するものとする。更新（建替）費用は、現在と同じ延べ床面積等で更新（建替）すると仮定し、公有財産台帳に記載された延床面積に更新（建替）単価を乗じて算出した。なお、2021年度時点で既に経過年数が目標使用年数を上回っている建築物の更新（建替）費用（以下「積残し」という。）については、個別施設計画の計画期間である2030年度までに更新されると仮定した。

(2) パターン2（予防保全型）の算出方法

パターン2（予防保全型）については、2022年度から2030年度までは、各個別施設計画の中期資金計画及び各所管への情報照会で得られた経費を採用した。2031年度から2071年度までは、建築物の目標使用年数を65年に設定し、建築物の経過年数が目標使用年数の1/2（32年）に達した時期に大規模改修を実施し、経過年数が目標使用年数に達した時期に更新（建替）を実施するものとし、また、大規模改修費用及び更新（建替）費用は、既存建築物と同じ延べ床面積で大規模改修及び更新（建替）すると仮定し、公有財産台帳に記載された延床面積に大規模改修単価及び更新（建替）単価を乗じて算出した。

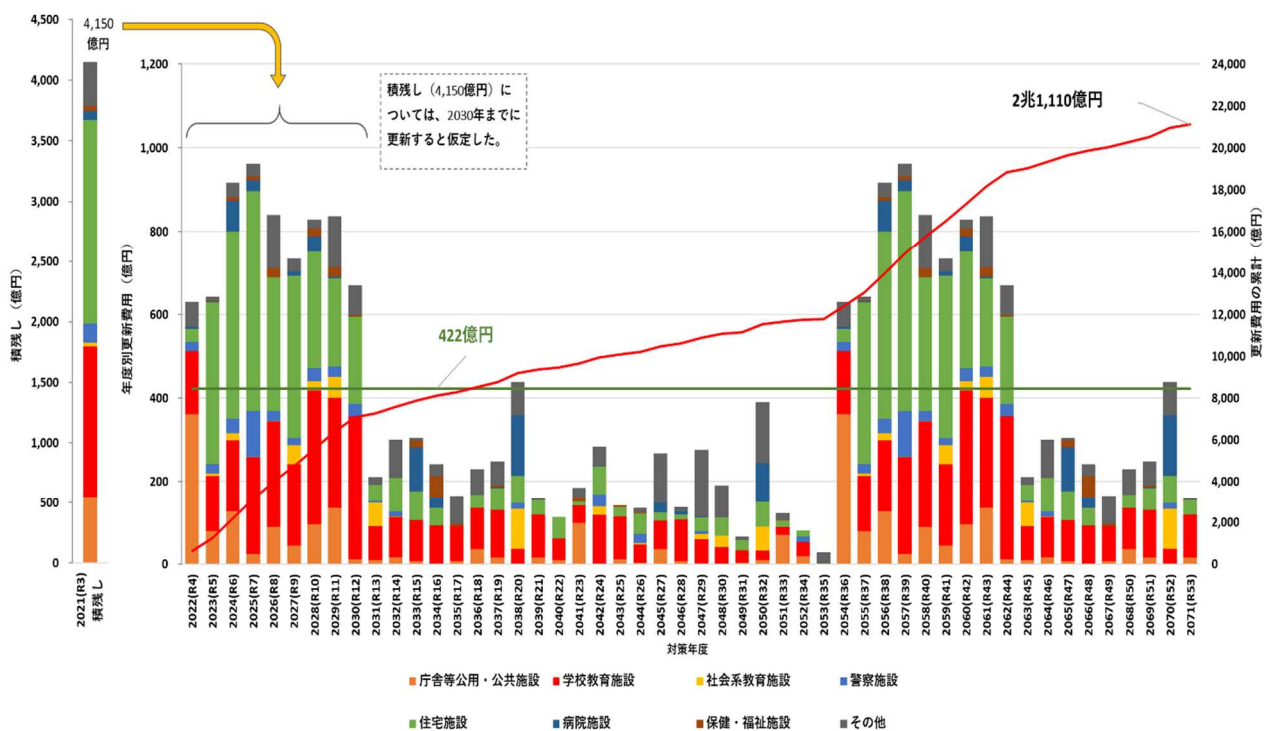


図 2-3 公共建築物（ハコモノ）中長期的な将来経費の見通し（事後保全型）

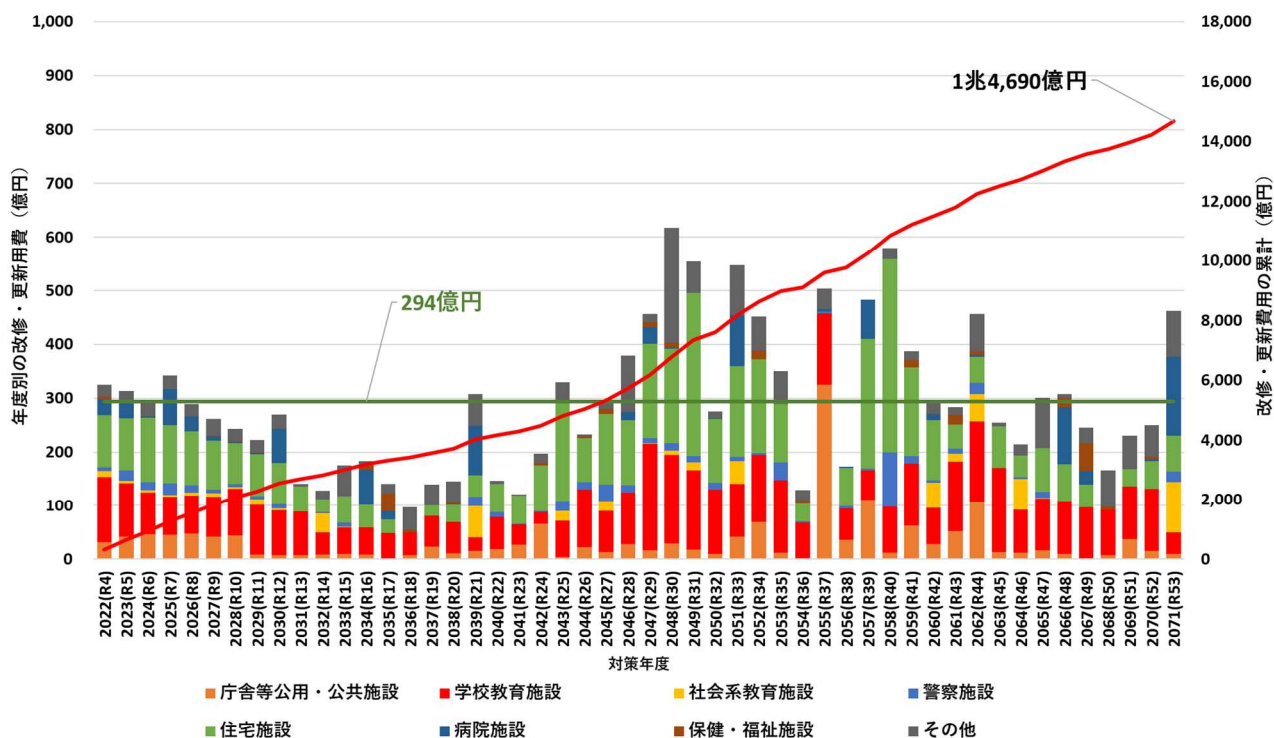


図 2-4 公共建築物（ハコモノ）の中長期的な将来経費の見通し（予防保全型）

表 2-4 公共建築物（ハコモノ）の施設別将来経費及び割合（事後保全型）

施設類型	将来経費	割合 (%)
庁舎等公用・公共施設	2,415億円	11.2%
学校教育施設	6,494億円	30.7%
社会系教育施設	713億円	3.1%
警察施設	760億円	3.4%
住宅施設	6,868億円	32.5%
病院施設	1,006億円	4.6%
保健・福祉施設	353億円	1.6%
その他	2,501億円	12.9%
合 計	2兆1,110億円	100.00%

表 2-5 公共建築物（ハコモノ）の施設別将来経費及び割合（予防保全型）

施設類型	将来経費	割合 (%)
庁舎等公用・公共施設	1,628億円	10.8%
学校教育施設	4,442億円	30.0%
社会系教育施設	519億円	3.3%
警察施設	517億円	3.3%
住宅施設	4,589億円	31.2%
病院施設	928億円	6.2%
保健・福祉施設	240億円	1.6%
その他	1,827億円	13.6%
合 計	1兆4,690億円	100.0%



### ②土木等施設（インフラ）

土木等施設（インフラ）の中期的な将来経費を以下の条件（表2-6）に基づき試算した。

その結果、大規模改修や更新を前提とした事後保全型管理の場合は、50年間で約2兆1,268億円（年平均425億円）となり、点検・診断結果等を踏まえ計画的に維持管理を行う予防保全型管理の場合は、50年間で約1兆5,444億円（年平均309億円）が必要となると試算した。

長寿命化対策等を実施することにより、50年間で5,824億円（年平均116億円）の経費の削減が見込まれる。引き続き、維持管理コストを削減する手法を導入しながら長寿命化による予防保全型管理を進めて行く必要がある。

表2-6 土木等施設（インフラ）の中長期的な将来経費の試算条件

土木等施設（インフラ）の将来経費の試算は、試算期間を50年間（2022年度から2071年度）としてパターン1（事後保全型）とパターン2（予防保全型）の2通りについて試算した。

#### （1）パターン1（事後保全型）の試算方法

個別施設計画の策定状況によって、以下の4つのケースに分けて将来経費の試算を行った。

- ・個別施設計画においてパターン1とパターン2の将来経費が試算され、削減効果の検証が行われている場合は、個別施設計画のパターン1の試算結果を採用した。（ケース1）

※橋梁、トンネル、大型構造物、ダム施設など

- ・個別施設計画においてパターン2の将来経費のみが試算され、削減効果の検証が行われていないが、各施設の更新費が個別施設計画に記載されている場合、各施設の更新費を基に将来の経費を算出し、計上した。（ケース2）

※漁港、港湾、空港施設、海岸（護岸）など

- ・個別施設計画においてパターン2の将来経費のみ試算され、削減効果の検証が行われて無く、各施設の更新費が個別施設計画に記載されていない場合、個別施設計画又は中期資金計画（調査様式1）を基に単年度当たりの経費を算出し、計上した。（ケース3）

※企業局施設、下水道施設、公園施設など

- ・個別施設計画が策定中の場合は、中期資金計画（調査様式1）を基に単年度当たりの経費を算出し、計上した。（ケース4）

※道路舗装、道路付属物など

#### （2）パターン2（予防保全型）の試算方法

当初9年間（2022年度から2030年度）は、各所管への情報照会により得られた中期資金計画（調査様式1）の2022年度から2030年度までの費用を計上し、2031年度から2071年度までは、個別施設計画の試算結果を採用した。個別施設計画が未策定の施設については、中期資金計画（調査様式1）を基に経費を算出し、計上した。

※現時点の個別施設計画から得られる情報などを基に試算しており、それぞれのパターンで推計していない施設分類もあるため、その場合は、予防保全と事後保全の推計値を同額と取り扱っています。

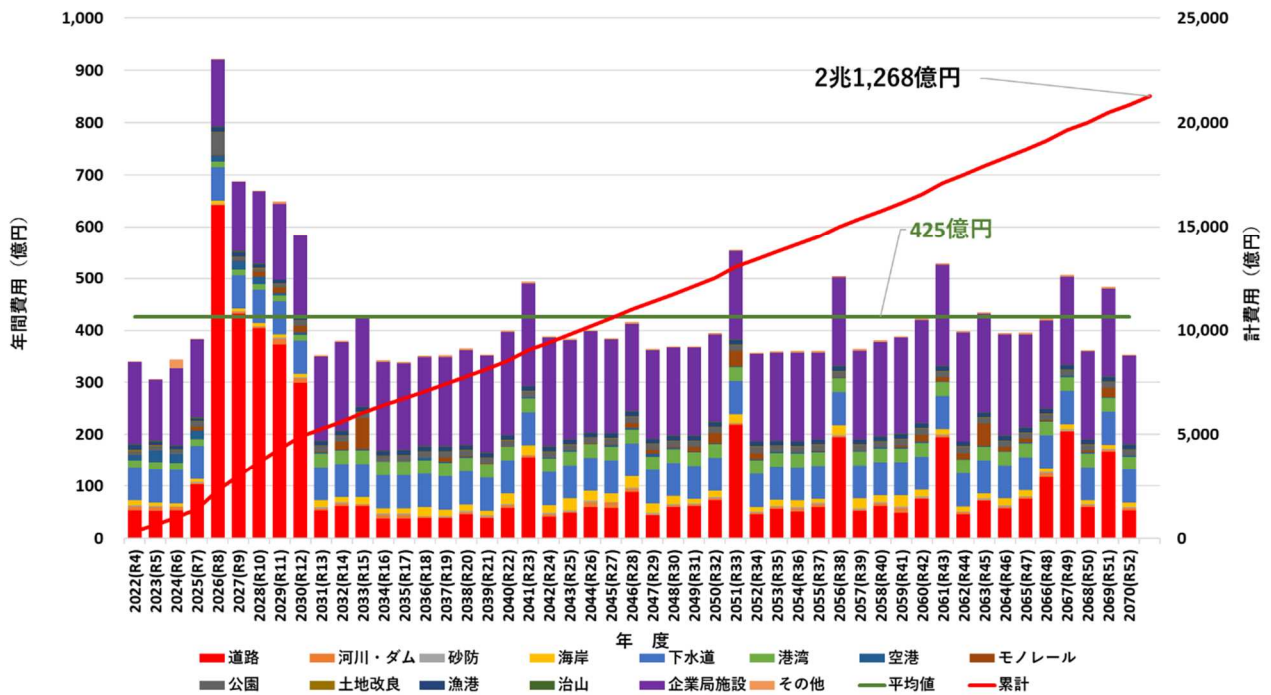


図 2-5 土木等施設（インフラ）の中長期的な経費の見通し（事後保全型）

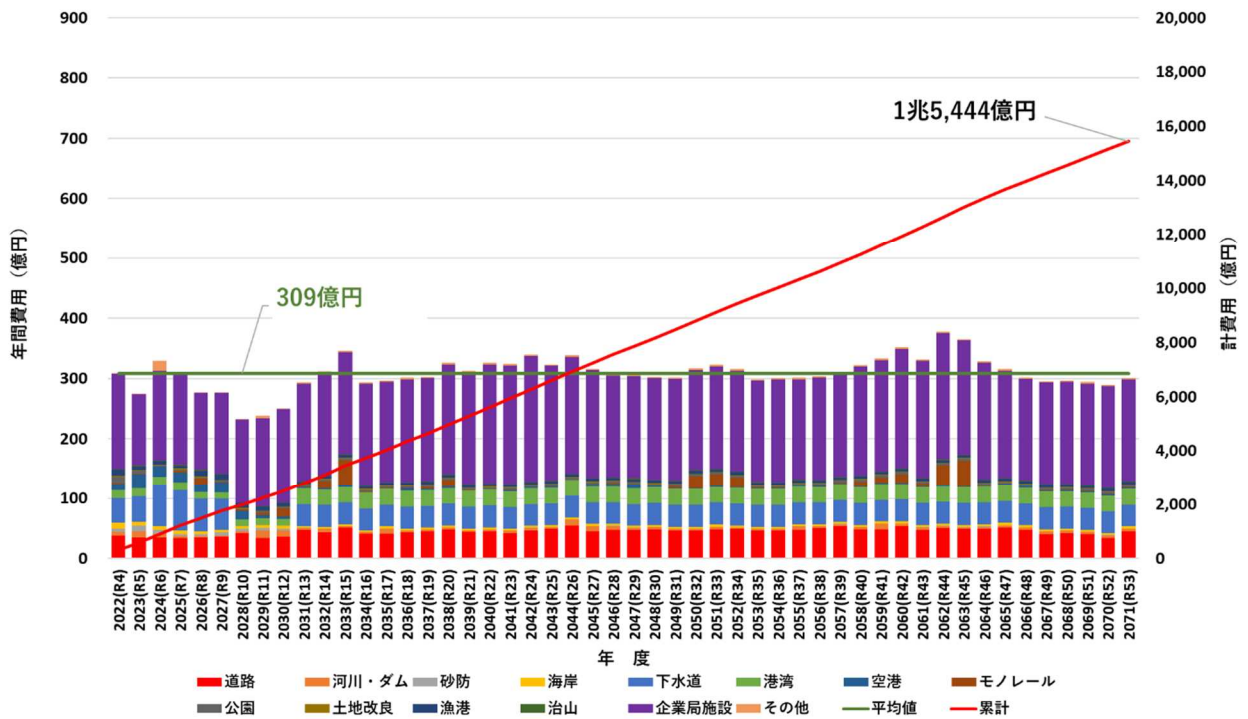


図 2-6 土木等施設（インフラ）の中長期的な経費の見通し（予防保全型）

表 2-7 土木等施設（インフラ）の施設別将来経費及び割合（事後保全型）

施設類型	施設分類	将来経費	割合(%)	備考
01_道路	舗装	1,626億円	7.7%	
	橋梁	3,179億円	15.0%	
	トンネル	527億円	2.5%	
	地下駐車場	26億円	0.1%	
	大型構造物（横断歩道橋、シェッド等）	21億円	0.1%	
	土工構造物（切土・斜面安定施設、盛土等）	60億円	0.3%	
	小規模附属物（道路標識及び照明施設等）	146億円	0.7%	
	小計	5,585億円	26.3%	
02_河川・ダム	河川（堰、床止め、樋門・樋管、透過水制（割石構造））	25億円	0.1%	
	ダム	210億円	1.0%	
	小計	235億円	1.1%	
03_砂防	砂防設備（砂防堰堤・床固工）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	94億円	0.4%	
04_海岸	護岸、消波ブロック、防護柵、突堤、堤防、排水工 離岸堤（人工リーフ）、砂浜、その他構造物	608億円	3.0%	
05_下水道	管路施設、処理施設・ポンプ施設等	3,197億円	15.0%	
06_港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設、海岸	1,196億円	5.6%	
07_空港	空港土木施設（滑走路）、空港土木施設（エプロン）	198億円	0.9%	
08_モノレール	軌道桁、支柱	347億円	1.6%	
09_公園	都市公園	560億円	2.6%	
	国立公園・国定公園・自然公園	7億円	0.0%	
	小計	567億円	2.6%	
10_土地改良	真喜屋ダム、石垣ダム、真栄里ダム、底原ダム、名蔵ダム、（せき、頭首工）	63億円	0.3%	
11_漁港	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、海岸保全施設	407億円	1.9%	
12_治山	治山施設（谷止工、山腹工、防潮工）、林道施設（橋梁、トンネル、その他重要施設）	58億円	0.3%	
13_企業局施設	管路施設、取水・導水・浄水・送水施設等	8,574億円	40.3%	
14_その他	防災無線関係施設、鉄塔等工作物、テレビ放送運営施設等	139億円	0.6%	
合計		2兆1,268億円	100.0%	

表 2-8 土木等施設（インフラ）の施設別将来経費及び割合（予防保全型）

施設類型	施設分類	将来経費	割合(%)	備考
01_道路	舗装	101億円	0.7%	
	橋梁	1,790億円	11.6%	
	トンネル	92億円	0.6%	
	地下駐車場	26億円	0.2%	
	大型構造物（横断歩道橋、シェッド等）	16億円	0.1%	
	土工構造物（切土・斜面安定施設、盛土等）	60億円	0.4%	
	小規模附属物（道路標識及び照明施設等）	146億円	0.9%	
	小計	2,231億円	14.4%	
02_河川・ダム	河川（堰、床止め、樋門・樋管、透過水制（割石構造））	25億円	0.2%	
	ダム	199億円	1.3%	
	小計	224億円	1.4%	
03_砂防	砂防設備（砂防堰堤・床固工）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	60億円	0.4%	
04_海岸	護岸、消波ブロック、防護柵、突堤、堤防、排水工 離岸堤（人工リーフ）、砂浜、その他構造物	184億円	1.3%	
05_下水道	管路施設、処理施設・ポンプ施設等	1,826億円	11.8%	
06_港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾管理施設、海岸	1,196億円	7.7%	
07_空港	空港土木施設（滑走路）、空港土木施設（エプロン）	198億円	1.3%	
08_モノレール	軌道桁、支柱	297億円	1.9%	
09_公園	都市公園	159億円	1.0%	
	国立公園・国定公園・自然公園	6億円	0.0%	
	小計	165億円	1.1%	
10_土地改良	真喜屋ダム、石垣ダム、真栄里ダム、底原ダム、名蔵ダム、（せき、頭首工）	63億円	0.4%	
11_漁港	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、海岸保全施設	241億円	1.6%	
12_治山	治山施設（谷止工、山腹工、防潮工）、林道施設（橋梁、トンネル、その他重要施設）	58億円	0.4%	
13_企業局施設	管路施設、取水・導水・浄水・送水施設等	8,574億円	55.5%	
14_その他	防災無線関係施設、鉄塔等工作物、テレビ放送運営施設等	127億円	0.8%	
合計		1兆5,444億円	100.0%	

③将来の経費の見込み

公共建築物（ハコモノ）や土木等施設（インフラ）の前頁までの長寿命化対策を行った予防保全型の中長期的な将来経費を合算すると図2-7のようになる。

現在の施設の数量・規模を計画的に維持していくための経費は、今後50年間で約3兆134億円、年平均で約603億円が必要になると見込まれる。

また、現在維持管理・更新に要している経費は、平成30年度から令和2年度の3ヶ年平均で公共建築物（ハコモノ）で179億円、土木等施設（インフラ）で225億円、合計で404億円となっている。

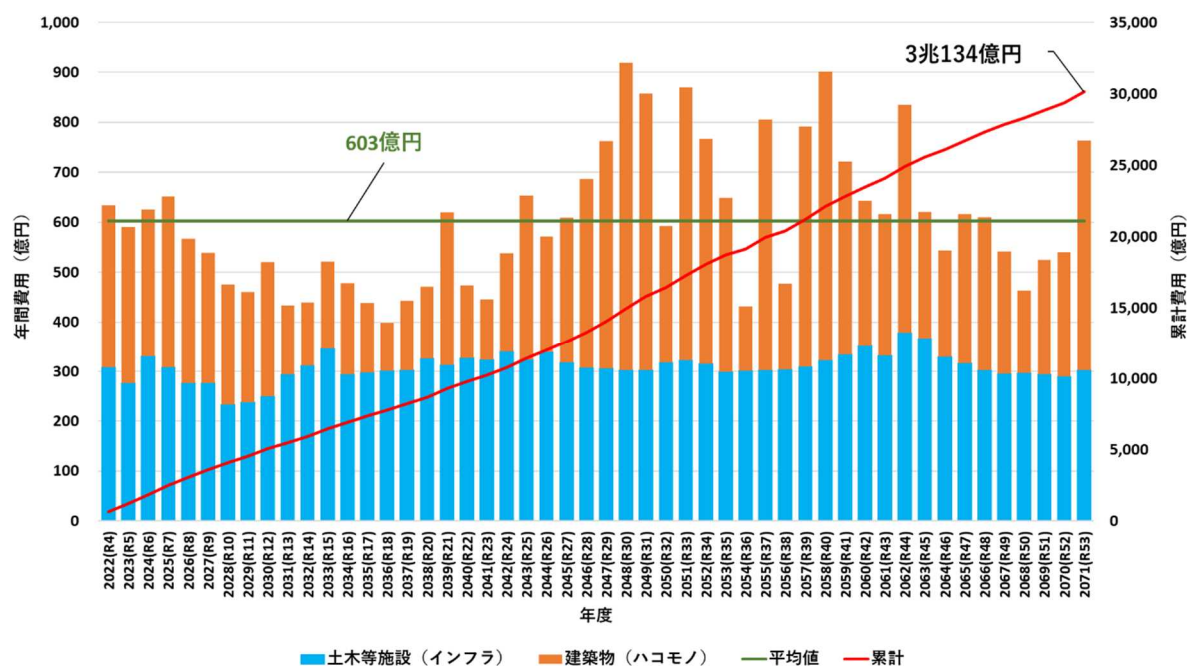


図2-7 公共建築物（ハコモノ）及び土木等施設（インフラ）の中長期的な将来経費の総額

### 2. 公共施設等を取り巻く将来の見通し

#### (1) 人口の見通し等<sup>9</sup>

##### ①人口の見通し

全国の人口は、総務省統計局が公表している国勢調査推計統計によると、平成22年の1億2,806万人をピークに減少しており、令和27年には図2-8に示すように、令和2年と比較して約1972万人（約15%）が減少すると予測されている。

一方、本県の人口は図2-9に示すように、10年後の令和12年までは0.2%微増する予測となっており、その後は減少に転じ令和27年には令和2年よりも3.9万人（約2.6%）減少する予測となっている。

全国の人口減少の傾向よりも緩やかではあるが、沖縄県においても人口減少を見据えた施設整備が必要になってきている。

また、人口構成から見ていくと、全国的に少子高齢化社会を迎えているが、本県は全国と比較して老年人口（65歳以上）の割合は低く、年少人口（0～14歳）の割合が高くなっている。

しかし、今後の令和2年から令和27年の25年間の予測をみると、年少人口（0～14歳）の割合が全国で約1.2ポイントの減に対して、本県では約1.3ポイントの減。老年人口（65歳以上）の割合が全国では8.2ポイント増に対して、本県では8.7ポイント増となっており、今後は本県においても高齢化の進行が予想されている。

生産年齢人口（15歳から64歳まで）についても、60.8%から53.4%まで7.4ポイントの減になるため、今後は生産年齢世代の負担が大きくなることが予想される。

今後は人口構成の変化に合わせて、施設の機能等のあり方を見直していく必要があるといえる。

---

<sup>9</sup> 平成27年、令和2年は、「国勢調査(総務省)」より、令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より。

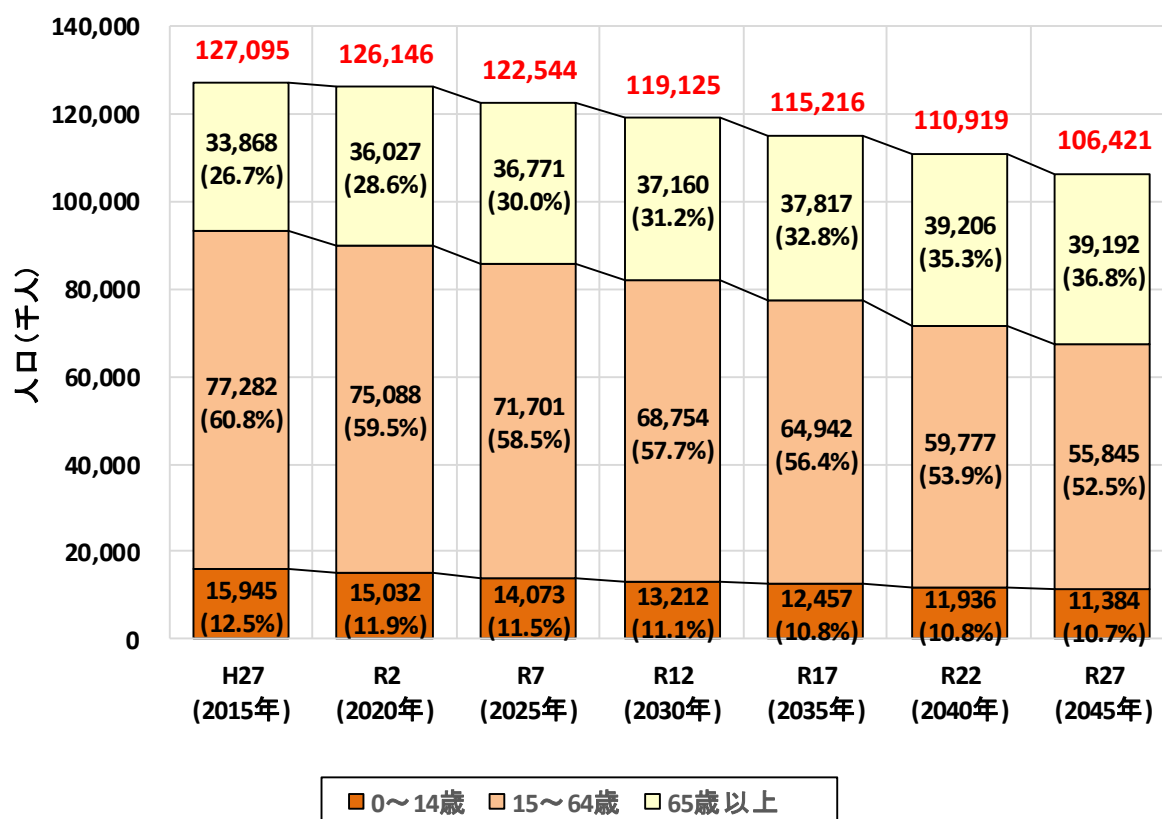


図 2-8 人口の推移予測（全国）

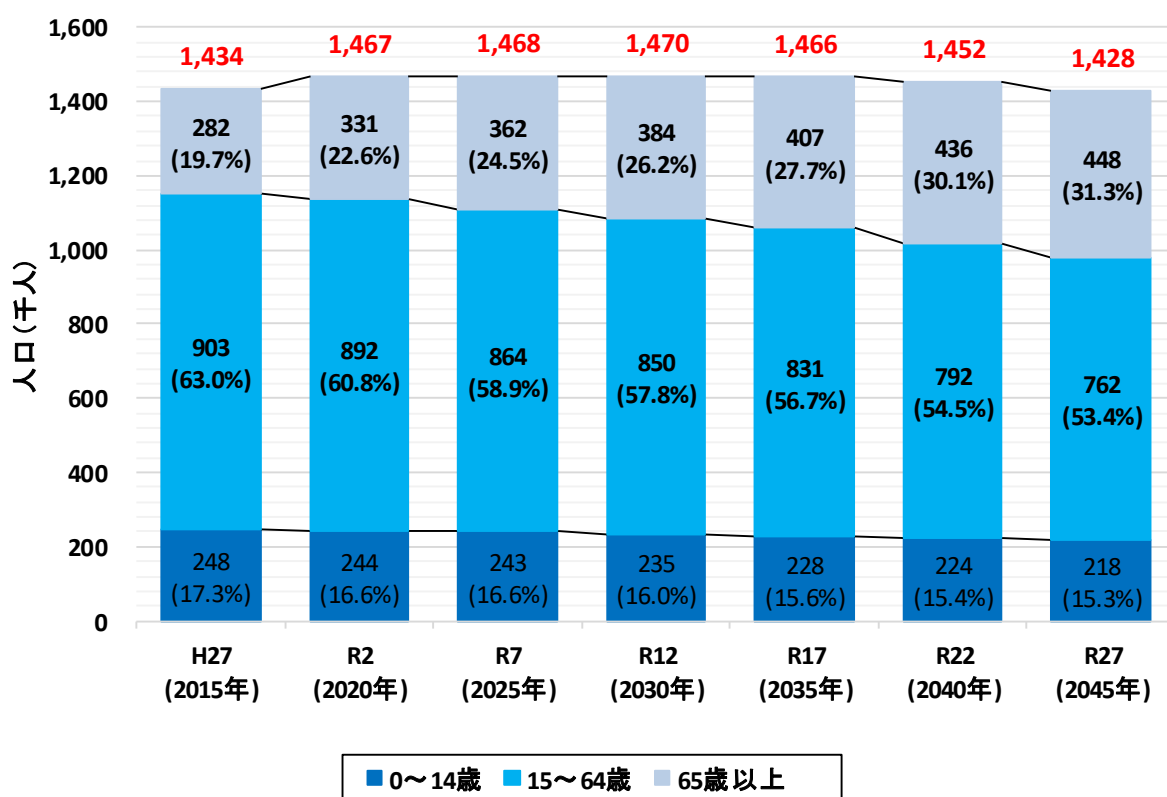


図 2-9 人口の推移予測（沖縄県）

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

② 県民一人当たりの施設量<sup>10</sup>

全国の都道府県別に一人当たりの公共施設（公共建築物等）の延床面積を比較すると（図 2-10）、本県は全国で4番目（2.43 m<sup>2</sup>/人）に高く、全国の平均値（1.63 m<sup>2</sup>/人）を約1.5倍上回っている。

また、施設別で見た場合、公営住宅を除いた他の施設は、全都道府県の平均値（加重平均）及び中央値と比べ概ね同じ割合となっている。（図 2-11）

本県の人口一人当たりの公営住宅の延床面積に関しては、大都市である東京都（1.361 m<sup>2</sup>/人）や大阪府（0.938 m<sup>2</sup>/人）に次ぐ、第3位の広さ（0.892 m<sup>2</sup>/人）であり、全国平均（0.420 m<sup>2</sup>/人）の約2.1倍である（表 2-9）。

このように、全国と比較して県民一人当たりの施設量が多くなっている主な理由としては、公営住宅を必要とする低所得者世帯が多いことや公営住宅に占める県営住宅の割合が高いことが背景にある。

今後の公共施設等については、県民生活等を支える必要な公共サービスの維持・向上に努めながら、人口動態の変化に合わせた適切な規模・配置、機能等を確保して、より効率的・効果的な役割を果たせるよう検討していく必要がある。

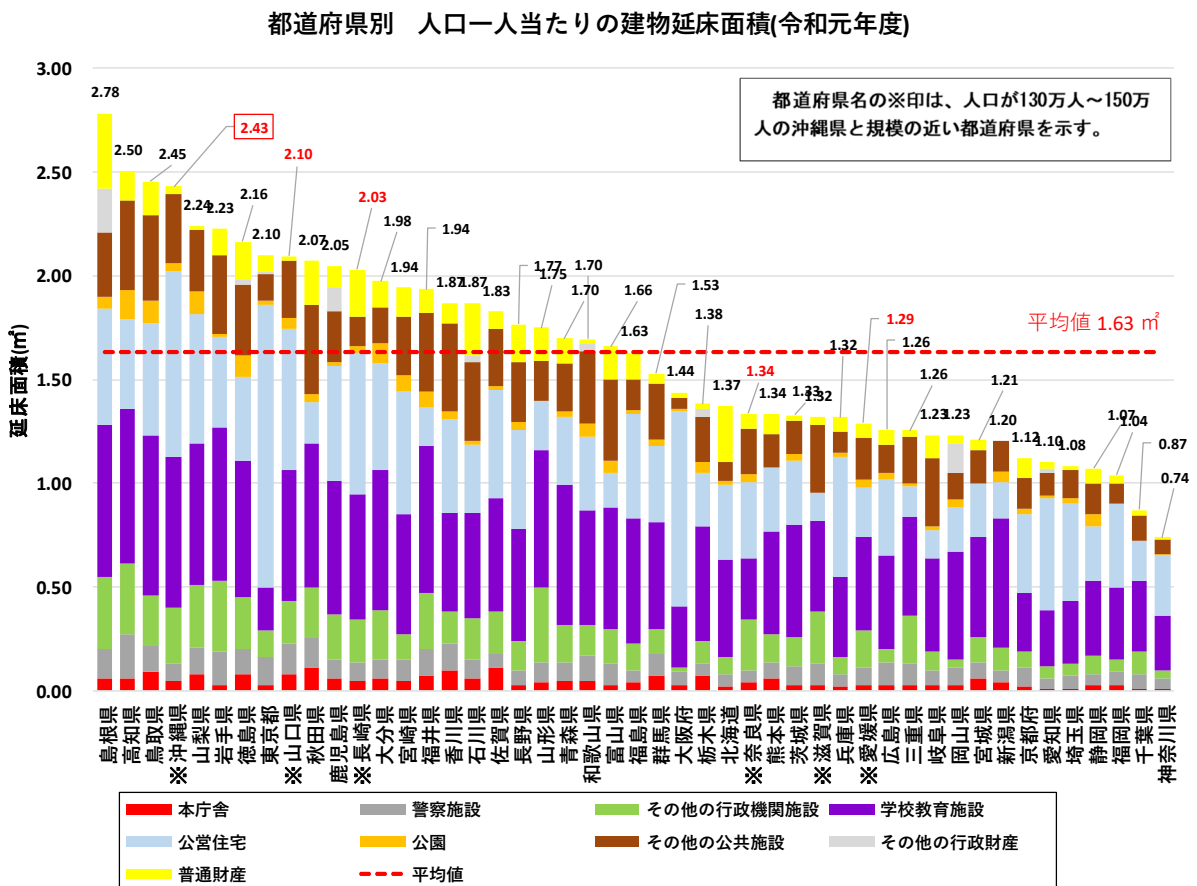
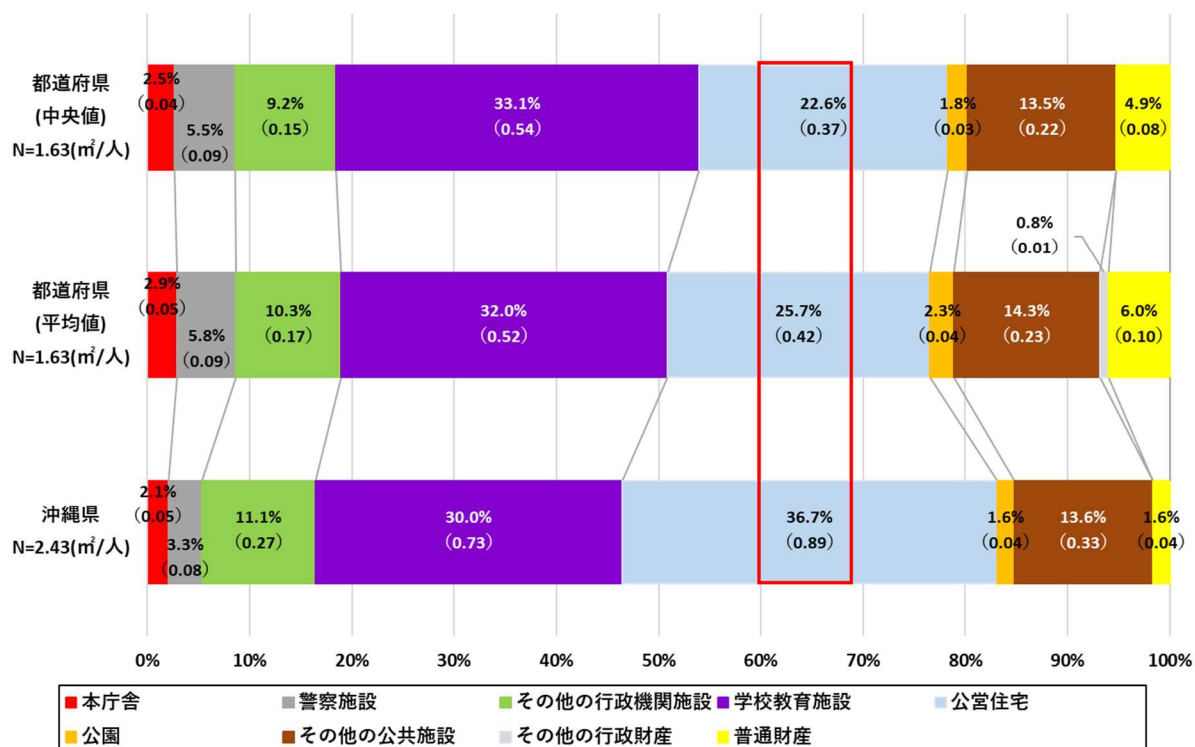


図 2-10 都道府県別 人口一人当たりの建物延床面積（令和元年度）

<sup>10</sup> 建築物延床面積は、『公共施設状況調経年比較表 都道府県（平成 18 年度～令和元年度）』（総務省）より。各都道府県人口は、令和 2 年「国勢調査（総務省）」とし、調査範囲は原則として普通会計に属するものを対象としている。





( ) 内は、人口一人当たりの施設別の建物面積 (m<sup>2</sup>/人)

図 2-11 人口一人当たりの施設別の建物延床面積 (令和元年度)

中央値：加重平均は人口の多い都道府県の影響が大きくなることが考えられるため、データを小さい順に並べたときに中央に位置する値も参考として抽出

表 2-9 <公営住宅>人口一人当たり延床面積の上位 5 位 (令和元年度)

(m <sup>2</sup> /人)						
1位	2位	3位	4位	5位	平均値	中央値
東京都	大阪府	沖縄県	山口県	長崎県		
1.361	0.938	0.892	0.685	0.680	0.420	0.369

(2) 財政状況<sup>11</sup>

①歳入の状況

本県の歳入は、自主財源の柱である地方税の割合が低く（本県 18.8%、全国 26.5%）、地方交付税（本県 24.4%、全国 20.1%）や国庫支出金（本県 33.7%、全国 21.0%）に大きく依存しており、国の予算の動向や地方財政対策に左右されやすい財政構造となっている。

歳入総額は、三位一体の改革に伴う地方交付税の総額抑制や国の公共事業削減の影響等により 6,000 億円前後で推移していた。沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に基づく取組が始まった平成 24 年度以降は増加傾向で推移し、平成 28 年度をピークに緩やかに減少している。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の増等により大幅に増加した。

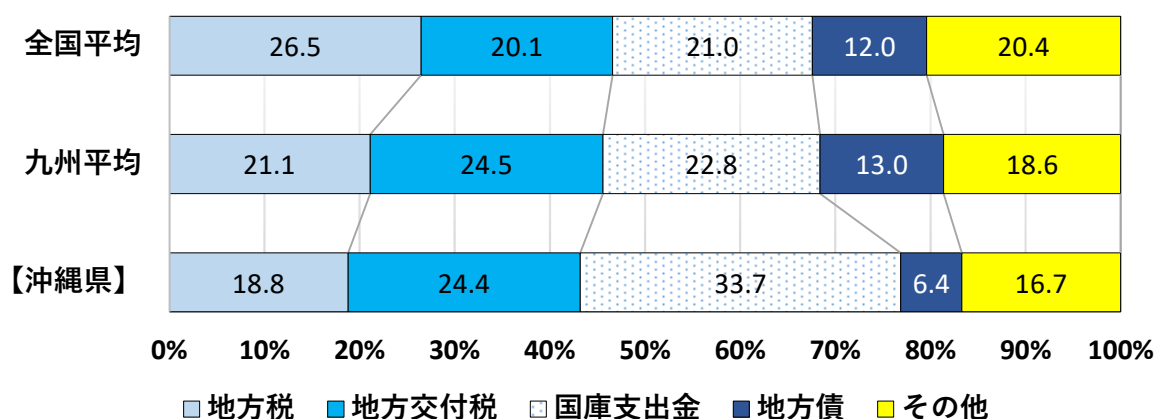


図 2-12 財源別構成比の全国平均及び九州平均との比較 (R2)

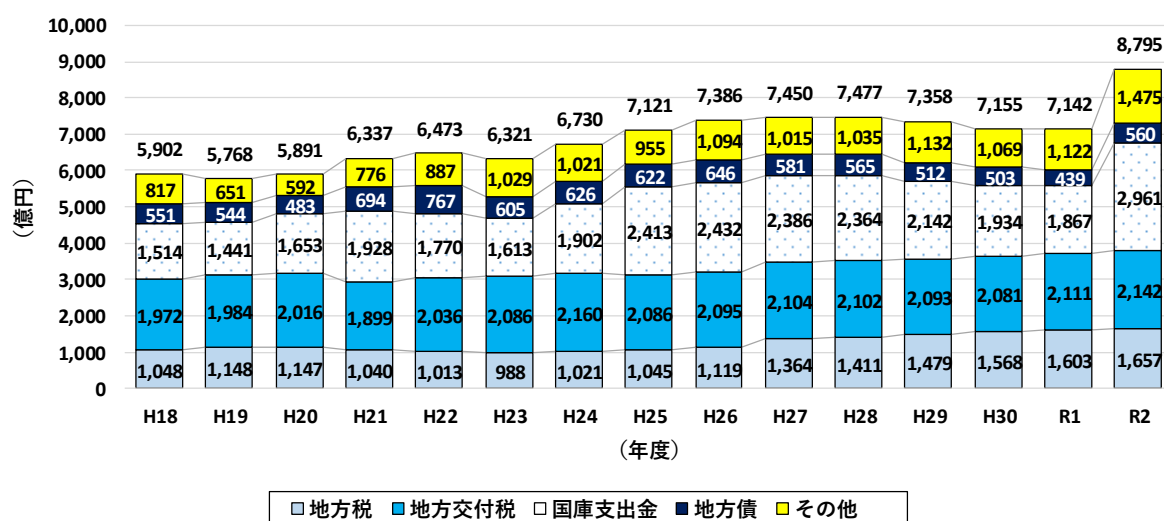


図 2-13 沖縄県の普通会計歳入決算額の推移

<sup>11</sup> 『沖縄県財政の推移（令和 3 年 11 月）』（沖縄県総務部財政課）より。

②歳出の状況

本県は、平成24年度から沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、「沖縄らしい優しい社会」及び「強くしなやかな自立型経済」の構築を基軸とした諸施策を積極的に展開している。

歳出総額の性質別構成比は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業の実施により物件費や補助費等の割合が全国平均を上回っている。一方、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助等により公債費の割合は全国平均を下回っている。

令和2年度は、補助費等をはじめとする新型コロナウイルス感染症対応経費の増により、大幅に増加した。

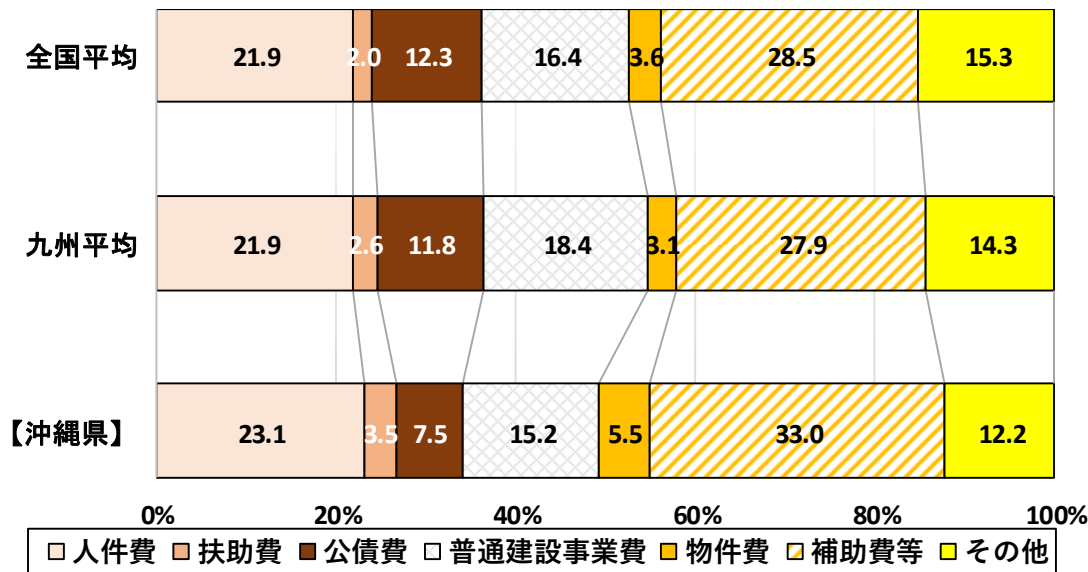


図 2-14 性質別構成比の全国平均及び九州平均との比較 (R2)

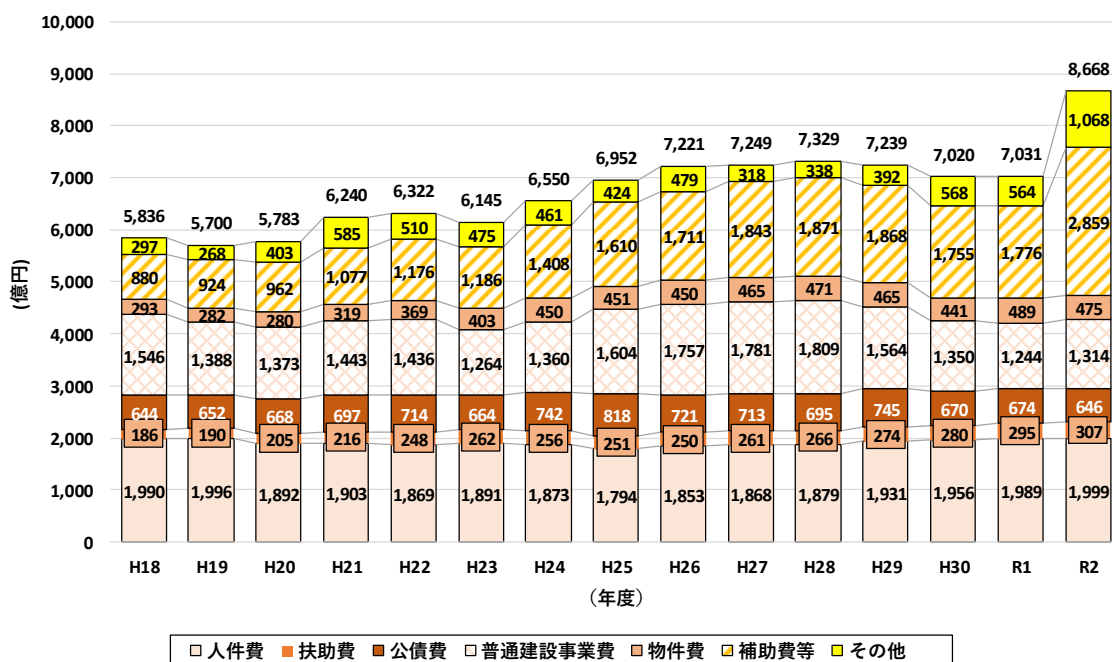


図 2-15 沖縄県の普通会計歳出決算額の推移

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

本県の公共施設等の経年状況を把握するために、平成28年度から令和元年度までの有形固定資産減価償却率<sup>12</sup>の推移を図2-16<sup>13</sup>に示す。

有形固定資産減価償却率が高くなると、それだけ公共施設等の経年が進行していることを表す。本県の有形固定資産減価償却率は、グループ<sup>14</sup>内平均値と比較するとやや低く、施設の経年状況は緩やかなものの、平成28年度から令和元年度では2.7ポイントの増となっており、他県同様に上昇傾向にある。今後は、各施設の個別施設計画に基づく計画的な改修等による長寿命化対策などを着実に実施していくことが重要である。

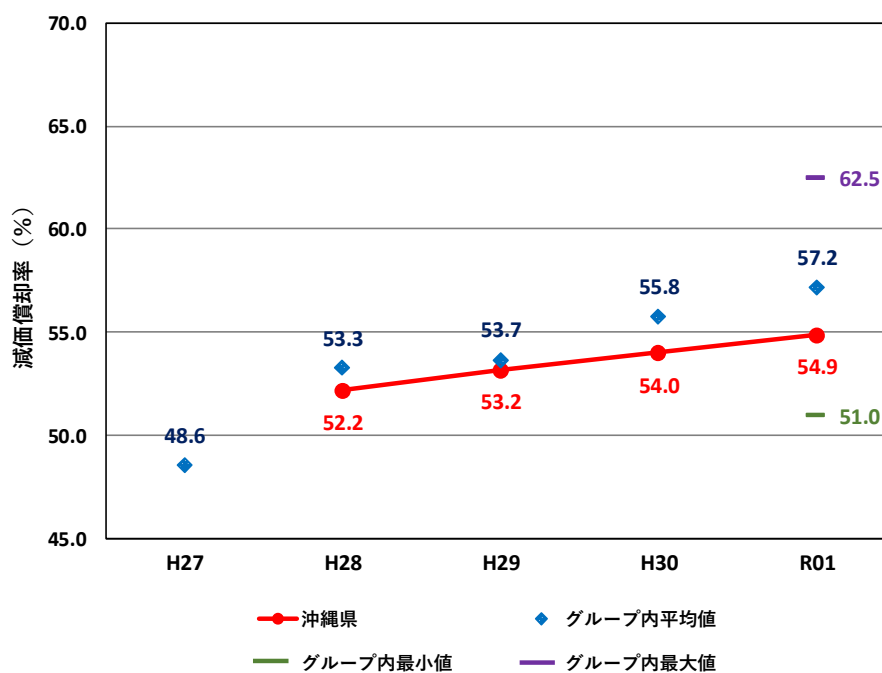


図 2-16 有形固定資産減価償却率の推移

<sup>12</sup> 有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができる。算出式は以下のとおりである。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

<sup>13</sup> 出典：都道府県財政状況資料集（総務省ホームページ）

<sup>14</sup> グループとは、財政力指数が高い道府県順に配列し、上位から6つにグループ分けしたもの。（本県と同グループ 大分県、山形県、岩手県、青森県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県、長崎県、和歌山県、徳島県、秋田県）

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

(4) これまでの取組状況

① 個別別施設計画の策定

これまでの本県における個別施設計画（長寿命化計画等）の策定及び策定予定の状況（令和4年3月末時点）は、以下の通りとなっている。

表 2-10 公共建築物（ハコモノ）の個別施設計画策定状況

NO	類 型	個別施設計画名	策定年度	部 署
1	庁 舎 等	沖縄県教職員住宅個別施設計画	令和3年度	教 育 庁
		沖縄県教育庁島尻教育事務所個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県立総合教育センター管理・修繕計画	令和2年度	
		県議会庁舎個別施設計画	令和1年度	県 議 会 事 務 局
		沖縄県計量検定所個別施設計画	令和2年度	子 ども 生 活 福 祉 部
		グッジョブセンターおきなわ個別施設計画	令和2年度	商 工 労 働 部
		沖縄県キャリアセンター個別施設計画	令和1年度	
		庁舎・事務所等管理・更新計画（総務部所管）	令和1年度	総 務 部
		沖縄県職員住宅個別施設計画	令和1年度	
		県有施設劣化度調査及び長期保全計画	平成27年度	土 木 建 築 部
		空港長寿命化計画		
		新石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、南大東空港、北大東空港、多良間空港、粟国空港、慶良間空港、波照間空港、下地島空港	令和3年度	
		沖縄県民の森個別施設計画（公園編）	令和1年度	農 林 水 産 部
農林水産部個別施設計画【庁舎・事務所等編】	令和2年度			
農林水産部個別施設計画【宿舍編】	令和2年度			
2	学 校 教 育 施 設	沖縄県立学校施設長寿命化計画	令和2年度	教 育 庁
		沖縄県立離島児童生徒支援センター個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県県外学生寮個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県立職業能力開発校個別施設計画	令和2年度	商 工 労 働 部
		那覇地域職業訓練センター個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県消防学校個別施設計画	令和2年度	知 事 公 産
		新県立農業大学校整備基本計画	令和1年度	農 林 水 産 部
		沖縄県立芸術大学個別施設計画	令和2年度	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部
		沖縄県立看護大学個別施設計画	令和2年度	保 健 医 療 部
		沖縄県平和祈念資料館管理・更新計画	令和1年度	子 ども 生 活 福 祉 部
八重山平和祈念館管理・更新計画	令和2年度			
3	社 会 教 育 施 設	沖縄県スポーツ施設にかかる個別施設計画	令和2年度	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部
		沖縄県空手会館管理・更新計画	令和2年度	
		沖縄県立博物館・美術館 個別施設計画	令和2年度	教 育 庁
		沖縄県立青少年の家個別施設計画	令和1年度	
		沖縄県立図書館個別施設計画	令和2年度	
		埋蔵文化財センター管理計画	令和2年度	警 察 本 部
		沖縄県警察施設類型別計画（本部庁舎及び警察署編）	令和2年度	
4	警 察 施 設	沖縄県警察施設類型別計画（交番及び駐在所編）	令和2年度	
		沖縄県警察職員待機宿舎整備計画	令和2年度	
5	住 宅 施 設	沖縄県公営住宅等長寿命化計画	令和1年度	土 木 建 築 部
6	病 院 施 設	沖縄県立病院施設等総合管理計画	令和2年度	病 院 事 業 局
7	保 健 ・ 福 祉 施 設	沖縄県身体障害者更生相談所個別施設計画	令和2年度	子 ども 生 活 福 祉 部
		沖縄県児童相談所個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県立石嶺児童園個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県総合福祉センター個別施設計画	令和2年度	保 健 医 療 部
		県立若夏学院個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県保健所個別施設計画	令和2年度	
8	そ の 他	沖縄県動物愛護管理センター個別施設計画	令和2年度	環 境 部
		沖縄県ライフサイエンス研究センター個別施設計画	令和2年度	企 画 部
		国際物流拠点産業集積地域那覇地区個別施設計画	令和2年度	商 工 労 働 部
		航空整備施設 個別施設計画	令和2年度	
		サポート型産業誘致型賃貸工場 個別施設計画【糸形村産業振興施設1～3号棟】	令和2年度	
		沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター個別施設計画	令和2年度	
		企業立地サポートセンター 個別施設計画	令和2年度	
		国際物流拠点産業集積地域賃貸工場及び高度技術製造業賃貸工場個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県工業技術センター中長期整備計画	令和1年度	
		沖縄Ⅰ工津梁パーク個別施設計画	令和2年度	
		沖縄情報通信センター個別施設計画	令和2年度	
		沖縄県樋川立体駐車場管理・更新計画	令和2年度	
		沖縄県中央卸売市場修繕計画	平成27年度	農 林 水 産 部
		農林水産部個別施設計画【試験・研究施設編】	令和2年度	
		沖縄コンベンションセンター・万国津梁館個別施設計画	令和1年度	
		沖縄県衛生環境研究所管理・更新計画	令和2年度	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部
		沖縄県中央食肉衛生検査所個別施設計画	令和2年度	
			保 健 医 療 部	

表 2-11 土木等施設（インフラ）の個別施設計画策定状況

NO	類型	個別施設計画名	策定年度	部署
1	道 路	沖縄県橋梁長寿命化修繕計画	令和2年度	土 木 建 築 部
		トンネル長寿命化修繕計画	令和1年度	
		道路大型構造物長寿命化修繕計画	令和1年度	
		道路土工長寿命化修繕計画	令和2年度	
		県民広場地下駐車場長寿命化計画	平成28年度	
2	河川・ダム	我部祖河川可動堰長寿命化計画	令和1年度	土 木 建 築 部
		天願川可動堰長寿命化計画	平成29年度	
		国場川樋門長寿命化計画	令和1年度	
		我喜屋ダム長寿命化計画	平成29年度	
		真栄里ダム長寿命化計画	平成28年度	
		ダム長寿命化計画（倉敷ダム）	平成30年度	
		ダム長寿命化計画（金城、座間味、儀間）	平成29年度～平成30年度	
3	砂 防	地すべり防止施設長寿命化計画	平成28年度	土 木 建 築 部
		砂防設備長寿命化計画	平成29年度	
		急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画	平成28年度～平成30年度	農 林 水 産 部
		平安名地区地すべり防止施設長寿命化計画	令和2年度	
		真謝地区地すべり防止施設長寿命化計画	令和2年度	
4	海 岸	海岸護岸等長寿命化計画	平成28年度～平成30年度	土 木 建 築 部
		海岸（水門・陸間）長寿命化計画	令和1年度	
		農地海岸長寿命化計画（北部・中部圏域、本島南部・宮古・八重山圏域）	平成29年度～平成30年度	農 林 水 産 部
		漁港海岸機能保全計画		
		博愛漁港海岸、都屋漁港海岸長寿命化計画、海野漁港海岸、当添漁港海岸、仲里漁港海岸、渡名喜漁港海岸、石垣漁港海岸、波照間漁港海岸、阿嘉漁港海岸	平成28年度～平成29年度	
5	下 水 道	沖縄県下水道ストックマネジメント計画	令和1年度	土 木 建 築 部
6	港 湾	沖縄県港湾維持管理計画	令和2年度	土 木 建 築 部
7	空 港	空港維持管理・更新計画 新石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、南大東空港、北大東空港、多良間空港、伊江島空港、粟国空港、慶良間空港、波照間空港、下地島空港	令和2年度	土 木 建 築 部
8	モノレール	沖縄都市モノレール長寿命化修繕計画	平成23年度	土 木 建 築 部
9	公 園	沖縄県公園施設長寿命化計画	平成24年度～令和2年度	土 木 建 築 部
		平和創造の森公園維持管理計画	平成30年度	
		自然公園施設長寿命化計画 伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園、久米島県立自然公園、やんばる国立公園、西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園	令和2年度	環 境 部
10	土地改良	農業用ダム機能保全計画 真喜屋ダム、石垣ダム、真栄里ダム、底原ダム、名蔵ダム、平喜名堰、名蔵頭首工	平成20年度	農 林 水 産 部
11	漁 港	漁港機能保全計画 名護漁港、辺戸名漁港、安田漁港、宜名真漁港、仲里漁港（真泊、真謝、銭田、泊地区）、海野漁港、渡名喜漁港、糸満漁港（北、中、南地区）、阿嘉漁港、当添漁港、港川漁港、泊漁港、粟国漁港、泡瀬漁港、宜野湾漁港、嘉手納漁港、都屋漁港、平敷屋漁港、佐和田漁港、佐良浜漁港、荷川取漁港、池間漁港、博愛漁港、南大東漁港（南大東地区、北大東地区）、石垣漁港、波照間漁港、久部良漁港	平成20年度～令和1年度	農 林 水 産 部
12	治 山	沖縄県営林道施設長寿命化計画（個別施設計画）	平成29年度	農 林 水 産 部
		沖縄県治山施設個別施設計画	令和2年度	
13	企業局施設	水道施設整備計画	令和3年度	企 業 局
		水道施設修繕計画	平成28年度	
14	そ の 他	テレビ放送中継局及び総合行政情報通信ネットワーク中継局個別施設計画	令和2年度	企 画 部

②ファシリティマネジメント<sup>15</sup>の取組

本県では、県有財産を経営資産として捉え、全庁的な視点から有効活用に向けた取組を総合的に推進することにより、県民サービスの維持・向上、県有財産の最適化、財政負担の軽減等を図ることを目的に、『沖縄県ファシリティマネジメント導入基本方針』（以下、「FM導入基本方針」という。）を平成26年に策定した。

FM導入基本方針では、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、県有財産の有効活用を図るため、「①保有総量縮小の推進」、「②長寿命化の推進」、「③効率的利活用の推進」の3つの取組の推進方向を設定した。

「②長寿命化の推進」の取組については、平成29年に『県有施設長寿命化（予防保全）指針』を策定し、予防保全を実施する施設や、目標使用年数、予防保全を行う部位及び工事の実施周期等を設定した。

また、FM導入基本方針に基づき、各施設のもつ建物性能や利用度等を定量的に評価する、「施設アセスメント」を実施して、施設の中期利活用方針（維持、改修、利活用検討、機能改善、建替、廃止）を定めた。その結果は表2-12のとおり。

表 2-12 施設アセスメント結果（平成29年度～令和2年度）

維持	改修	利活用検討	機能改善	建替	廃止
40件	47件	3件	5件	6件	2件

<sup>15</sup> ファシリティマネジメントは、企業、団体等が組織活動のために施設とその環境（＝ファシリティ）を総合的に企画・管理・活用する経営活動のこと。

② 長寿命化対策の推進

国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を受け、本計画により施設の長寿命化の推進の方針を定めた。

現在、個別施設計画に基づき各施設の現状を把握し、適切かつ計画的に予防保全を行うことにより、施設を長寿命化し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、施設に求められる機能並びに性能の確保と向上に努めている。



（施工前）老朽化した橋梁



（施工後）鈹桁部の塗装塗替え

図 2-17 道路施設（橋梁）の対策実績（那覇糸満線）



（施工前）老朽化した浮棧橋



（施工後）浮棧橋の杭を除く全体改修

図 2-18 漁港施設（浮棧橋）の対策実績（仲里漁港真泊地区）



（施工前）老朽化した建築物



（施工後）防水・外壁・設備改修

図 2-19 公共建築物の対策実績（県民の森（恩納村））



### ④ 県有施設等の利活用

#### ア. 未利用財産の売却促進

保有する必要のない未利用財産については、公有財産管理運用方針等に基づき売却を促進している。総務部管財課が所管する普通財産については、平成28年度から令和2年度までの5年間で約6.2億円（特別会計及び貸付地を除く）の売却収入があった。

#### イ. 自動販売機の設置に係る貸付料

公共施設等において自動販売機設置事業者の公募を実施して、貸付けを行うことにより、公有財産の有効活用と歳入確保を図っている。平成28年度から令和2年度までの5年間で約6億円の貸付収入があった。

#### ウ. ネーミングライツの導入

本県では民間事業者との協働のもと、県有施設を有効に活用することにより、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的に、県有施設に企業名等を冠した愛称を付与する権利ネーミングライツ制度を導入した。



図 2-20 タピック県総ひやごんスタジアム  
(沖縄市)



図 2-21 クリード西原マリンパーク  
(西原町)

## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1. 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 公共施設等の老朽化への対応

本県が管理する公共施設等は、施設類型によって建設時期が集中しており、近い将来、大規模改修や更新の需要が集中的に増大すると見込まれる。

老朽化等の進行による維持管理・更新費の増加は、必要な公共サービス等への新規投資だけでなく、既存施設の適切な維持管理・更新に支障をきたす恐れがある。また、重大な事故や致命的な損傷等の発生リスクが高まることにもつながることから、老朽化問題への適切な対応が社会的にも求められている。

施設類型によっては、すでに定期的な点検やそれらに基づく計画的な維持管理・更新等の取組を始めているが、今後は全ての公共施設等の状況を把握しながら、全庁的・長期的な視点により戦略的な維持管理・更新等を推進する必要がある。

#### (2) 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

少子高齢化といった人口構造の変化が見込まれており、利用者ニーズの変化が予想され、十分に利用されない施設や質的な改善を必要とする施設の増加が見込まれる。こうした変化に応じて、県民生活や経済活動、地域社会を支える公共サービス等の維持・向上に配慮しながら、公共施設等の機能やあり方を見直していく必要がある。

一方、国際社会においては、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題への対応や、平成27年9月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』における持続可能な開発目標（SDGs）取組推進などが求められており、公共施設等の管理においてもこうした視点を踏まえた取組が必要である。

#### (3) 限られた財源による対応とコストの平準化

今後、公共施設等に係る維持管理・更新費の増加が見込まれ、更新等に当たっては、その機能や役割を再確認した上で、持続可能で最適な規模となるよう十分な検討を行う必要がある。

また、従来の対症療法的な管理から予防保全的な管理への転換によって施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減・平準化することが求められている。

今後は長寿命化計画策定の取組を全庁的に推進することで、限られた財源の中でも公共施設等の老朽化や新たなニーズへの対応を推進していく必要がある。

## 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識を踏まえて、3つの基本的な方針「安全・安心の確保」、「施設規模・配置・機能等の適正化」、「コスト縮減と財政負担の平準化」を柱とし、それぞれに関する次に示す具体的な取組方針に基づき、本県の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。

### 基本的な方針① 安全・安心の確保

#### (1) 点検・診断等の実施方針

##### ① 定期点検等の計画的な実施

施設の長寿命化や、利用者の安全を確保するためには、法定及び自主的な点検が必須となる。施設の特性を踏まえ、適切な時期・頻度・方法により、不具合箇所を早期に発見し、迅速に適切な処置を施すことを目標とする。

なお、本県は厳しい塩害環境下にあるため、鉄筋コンクリート躯体等の内部の劣化状況についても留意する必要がある、その診断時期や方法については検討が必要である。

##### ② 点検結果等の適切な管理と活用

点検・診断の結果や修繕履歴等情報を一元的に蓄積し、一元管理を推進する。蓄積されたデータは、劣化の傾向や対策時期の予測に用いるなど、統計的な分析等に活用し、個別施設計画の精緻化に寄与することが期待できる。

##### ③ 点検・診断等の効率化・高度化

点検・診断方法については、新技術（ICT、非破壊検査技術等）を活用し、効率化・高度化を図る。

点検状況写真<sup>16</sup>(左側:橋梁点検車による橋梁点検 右側:ドローンによる橋梁点検)



<sup>16</sup> 『沖縄県橋梁長寿命化修繕計画（令和3年6月）』（土木建築部道路管理課）より。

#### (2) 安全確保の実施方針

##### ① 予防保全の導入

これまでの劣化・損傷が顕著となった段階で対症療法的に対策を実施する管理から予防保全的な管理へと維持管理方針を転換し、施設の長寿命化を図る。

##### ② 高度の危険性が認められた場合の対処方法の確立

日常管理や定期的な点検等によって施設の実態を把握し、利用者や第三者に対する高度の危険性が認められた場合には、安全の確保を最優先に考えて速やかに利用の停止若しくは制限又は応急措置を実施するなど、緊急的・優先的に対策を講じる。

同種・類似の損傷等が他の施設においても発生している可能性に留意し、巡回・パトロール等の日常点検又は直近の定期点検等における着目点の一つとするなど、安全確保に向けた対処方法の確立に取り組む。

##### ③ 事故の未然防止

老朽化等により供用を停止又は放置され利用見込みがない施設については、不法侵入による事故発生等のリスクを回避するため売却等による処分を検討する。

また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置や定期的な見回りにより安全確保に努める。

#### (3) 耐震化の実施方針

##### ① 耐震改修促進計画の推進（ハコモノ）

公共建築物（ハコモノ）は、『沖縄県耐震改修促進計画（令和3年10月変更）』において、県が所有する公共建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物については、令和7年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとし、想定される地震や津波による被害後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震化の必要性が高い建築物から順次、耐震化を進めていくものとする。

##### ② 災害時のライフライン機能の確保（インフラ）

土木等施設（インフラ）の多くはライフラインとして県民生活に直結しており、道路や橋梁等の地震による崩壊は人命につながる重大な事故に発展する危険性があることや、災害時等の救助・復旧における物資や人員等の輸送機能が発揮されない事態となるため、耐震対策の必要性を把握した上で、施設特性に応じた取組の優先度を設定し計画的な対策を推進する。

##### ③ 効率的な対策の実施

長寿命化対策と耐震対策を同時に施工することにより、コスト削減を図るなど大規模修繕等の効率的な対策を実施する。

基本的な方針②

施設規模・配置・機能等の適正化

(4) 施設数量最適化の推進方針

①施設アセスメントの実施（主にハコモノ）

各施設の今後の利活用のあり方（維持、転用、更新、売却等）の検討に当たっては、施設のもつ性能や利用度等を定量的に評価する施設アセスメント等を実施する（図3-3参照）。なお、施設アセスメントの結果が「利活用検討」及び「機能改善」となった施設については、早期に施設規模・配置・機能等の適正化方針の検討を進める。

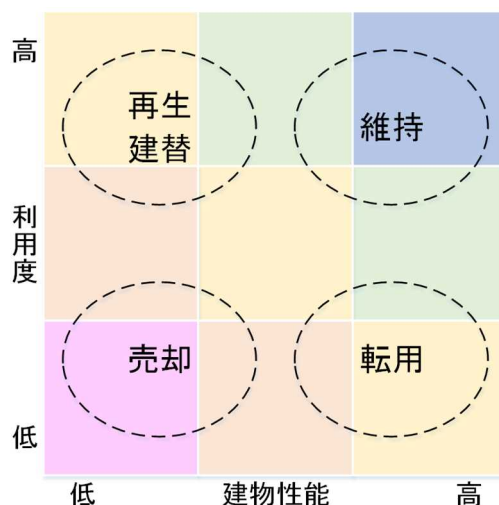


図 3-3 施設アセスメントによる利活用パターン調整イメージ

②施設総量の適正化

中長期的な視点から人口動態や社会情勢・ニーズの変化、各施設の利用・需要の実態・見通し等を踏まえて、各施設の適切な規模、サービス水準等を検討するとともに、施設の機能集約等を行う「集約・再編」の取組を推進するなど、施設総量の適正化を図る。施設の集約・再編等により、総量・コストの全体の最適化を図り、整備が必要なものの財政制約から整備が進んでいなかった箇所への投資余力や、将来の社会資本整備の投資余力確保を図る。

施設の集約化・複合化については、より広域での配置の適正化を図る観点から、国・市町村との連携による取組を積極的に推進する。

#### ③公共施設等の除売却・処分

廃止すべきと判断された公共施設等は適時利用を中止し、運営経費の削減を図る。また、他の県民サービスでの有効利用を検討した上で、最終的に活用見込みがないと判断したものについては除却する。

県が保有する未利用財産については、『未利用財産管理処分にかかる方針（令和3年11月）』に基づき、県が保有する必要のない財産については、積極的な売却促進に取組、管理コストの縮減及び財源の確保を図る。

#### ④県有施設等の利活用

公共施設等へのネーミングライツ及びスポンサー制度の活用、並びに敷地内の自動販売機の設置、壁面等の広告媒体としての活用等の促進を図る。

#### (5) ユニバーサルデザイン化<sup>17</sup>の推進方針

公共施設等の整備等に当たっては、『沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年3月）』等の基準達成はもとより、『沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針（平成17年3月）』に基づき、「すべての人が暮らしやすく、すごしやすい社会」の実現を目指し、利用者ニーズを踏まえた安全で快適に移動・利用しやすい施設整備を図る。

#### (6) SDGs等への取組

本県においては、2015年9月の国連総会で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、『沖縄県SDGs推進方針（令和3年9月）』に基づき、全庁的にSDGsを推進しているところであることから、公共施設等の維持管理、更新等の実施に当たっては、『沖縄県SDGs実施指針（令和3年9月）』を踏まえて対応することとする。

また、『第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（令和3年3月）』を踏まえ、公共施設等の改修時のZEB<sup>18</sup>化の検討やLED照明導入等の省エネルギー化及び太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入等に関係部局と連携して取り組む。

---

<sup>17</sup> ユニバーサルデザインは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

<sup>18</sup> ZEBは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指す建物をいう。（Net Zero Energy Building の略）

**基本的な方針③**

**コスト縮減と財政負担の平準化**

(7) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 日常管理の徹底と効率化

施設が持つ本来の耐久性を十分に発揮させるため、巡回・パトロール等の日常的な点検や清掃、それらに基づく維持・保守を徹底する。また、ベンチマーキング手法<sup>19</sup>を活用し、類似施設間の相対的な管理コストの差を検証し維持管理コストの適正化を図る。

日常管理をはじめとした維持管理の実施方法は、民間企業への委託についても包括・長期（複数年）・性能規定型の契約等の新たな手法の導入を検討し、業務のさらなる効率化や質の向上を図る。

② 個別施設計画に基づく着実な修繕・更新等の実施

本計画に基づく個別施設計画の策定を推進し、施設特性に応じた対策の優先順位を設定することで、中長期的な視点により財政負担の平準化を図り計画的な維持管理を実施する（図3-2参照）。

また、個別施設計画に類する計画をすでに策定している施設についても、点検・診断結果の分析に基づき、随時、計画の見直しを行う。

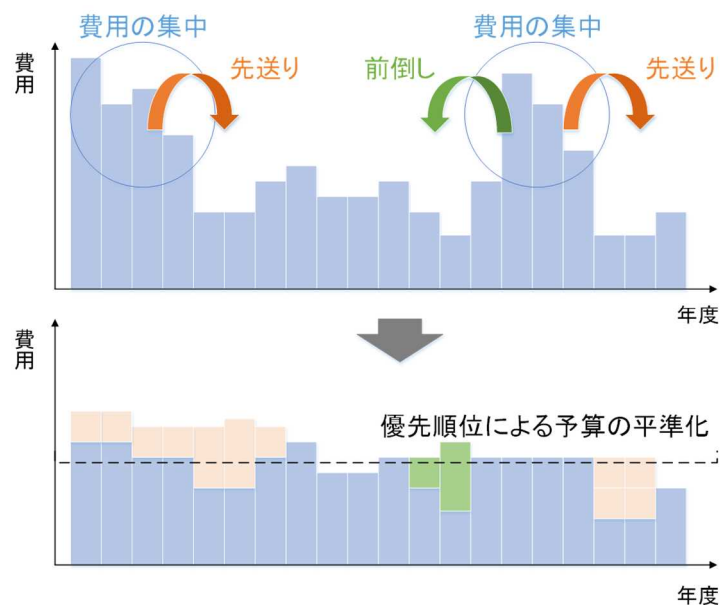


図 3-2 予算の平準化イメージ

<sup>19</sup> ベンチマーキングは、自組織の方式、プロセス、手続き、サービスなどを同じ範疇で抜きん出ている他組織に照らして評価し、最良の方法を自組織に取り入れ改善を行うこと。

#### ③合理的な更新工事の実施

更新に当たっては中長期的なトータルコストを考慮し、より長寿命でメンテナンスしやすいよう、維持管理において得られた知見等を設計にフィードバックさせ施工品質の確保に努める。また、新技術・新工法の導入、さらには更新後の維持管理まで包括した委託などの公民連携による経費削減方法の導入についても検討する。

#### (8) 長寿命化の実施方針

##### ①長寿命化対象施設の選別

劣化状況、利用状況及び長寿命化対策によるコスト削減効果を総合的に勘案し、長期間にわたり県が保有し行政サービスを提供することが適当な施設を選別し計画的に長寿命化を実施する。

##### ②長寿命化対策の推進

(ハコモノ)

建築物の長寿命化を推進するため、『県有施設長寿命化（予防保全）指針（平成29年3月）』において「目標使用年数」を設定しており、計画的な保全の実施及び材料・工法等の適切な選択を行うことで、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図る。

(インフラ)

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、長寿命化対策を着実に実施する。

修繕等においては塩害等に配慮し、劣化因子の侵入の遮断・抑制、劣化進行の制御等、対策時期に応じた工法・材料等を検討する。その際、新技術・新工法の導入を検討することでコストの削減及び性能の回復・向上効果の確保を図る。

#### (9) PPP/PFI<sup>2021</sup>の活用方針

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として策定された『沖縄県PPP/PFI手法導入優先的検討規程』に基づいて、公共施設等の整備等へのPPP/PFIの活用を推進する。

---

<sup>20</sup> PPPは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

<sup>21</sup> PFIは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。



### 3. 計画の推進体制・方策

#### (1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

##### ① 全庁的な取組体制

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に当たっては、全庁横断的なマネジメントと各所管レベルのマネジメントの両者が機能・連携した取組体制の構築が必要である（図3-4）。

全庁横断的なマネジメントとは、本計画に基づくPDCAサイクル（縦のPDCA）を回す取組であり、各部等における取組を全庁横断的に統括・調整するものである。

各所管レベルのマネジメントとは、所管部局等が策定する個別施設計画に基づくPDCAサイクル（横のPDCA）の取組であり、各所管部局等が主体となって各施設の現場の実態に即した維持管理・更新等を実践するものである。

##### ② 情報管理・共有方策

公共施設等の統一的な情報管理媒体として固定資産台帳を整備し、情報の一元化・共有体制を構築する。固定資産台帳は、法定又は管理台帳と相互に台帳番号等で紐付けすることで、常に施設に係る最新情報が共有される体制を検討する。

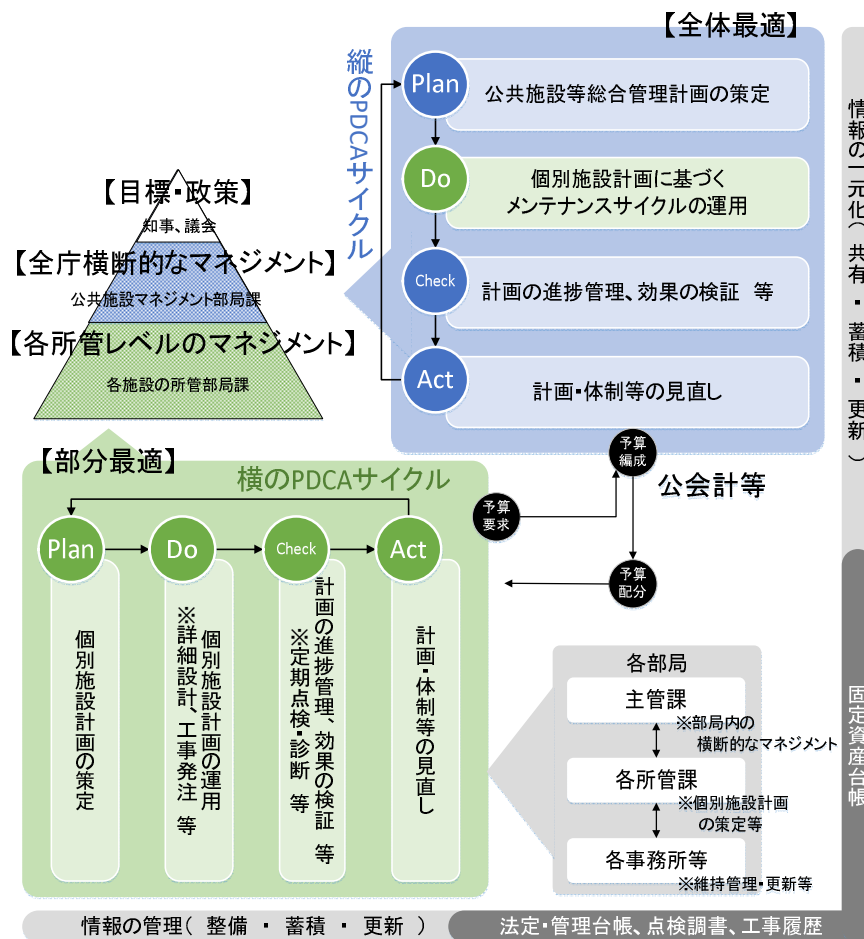


図 3-4 全庁的な取組体制及び情報管理・共有のあり方のイメージ

(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

① 庁内の役割分担の明確化

庁内各部署の役割を明確にするとともに庁内で共有する。

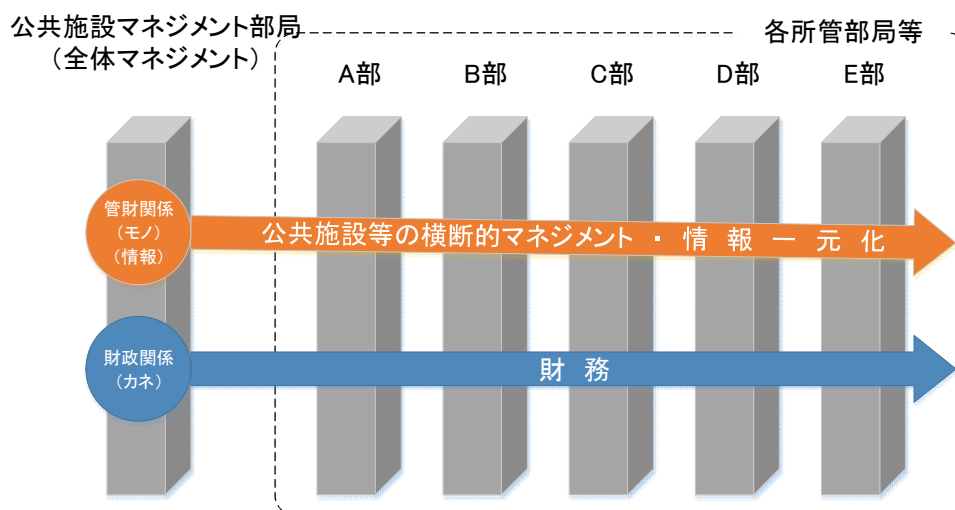


図 3-5 各組織（部署等）の位置づけイメージ



図 3-6 全庁的なマネジメントのための庁内各部署等の役割分担イメージ

#### ②人材育成

本計画の取組を推進するためには、職員一人ひとりの理解が重要であることから、研修や庁内広報等を通じて職員の意識啓発に取り組む。また、点検に従事する職員に対しては、適切な点検が可能となるよう技術研修等を実施し技術力の向上に努める。

#### ③基準類の整備

点検・診断、維持管理・修繕・更新等、マネジメントサイクルを回すために必要となる基準類については、沖縄県の環境や各施設の特性を踏まえ整備する。

取組を通じて得られた新たな知見やノウハウは、基準類に反映することで取組の高度化を図る。

各施設の特性、利用状況、重要度等を踏まえ、沖縄県の実態に即した点検体制、実施ルール等の管理水準を設定し、効率化に向けた取組を推進する。

#### ④情報基盤の整備と活用

各部等は、所管する各施設について法定又は管理台帳等の整備・更新により施設の基礎情報を管理し、点検・診断等の結果や対策履歴の情報を一体的に収集・蓄積していく。また、不足・不明な情報については、点検等の際に情報を収集・補完し、最新の実態に情報を更新することで情報基盤の精度を高める。

固定資産台帳については、公共施設等全体の概況や中長期的な経費の見通しを把握し、資産管理等に活用するため、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報と紐付けするなど、活用方法を検討していく。

さらに、公共施設等は県民の財産であり、県民生活や経済活動のための資源であることから、必要な情報について広く発信していくことに努める。

A IやI o Tといったデジタル技術を活用していくことで、公共施設等の管理のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、生産性の向上や業務の効率化を促進する。

#### ⑤予算管理

予算管理では、『沖縄県行政運営プログラム』と連携しながら公共施設等のマネジメントに係る歳出と歳入について適正化を図る。

歳出の適正化の取組としては、各部局等で策定する個別施設計画において中長期的なコストの縮減と必要予算の平準化を図ることとし、計画の実行に当たっては、国による交付金等も活用しながら円滑かつ効率的な事業実施に努める。

また、個別施設計画によらない事後保全的な修繕等が生じた場合は、施設機能の優先順位や施設利用者の影響を考慮の上、計画を調整、変更するなど柔軟に対応しトータルコストの縮減や平準化を図る。

#### ⑥国・市町村等との連携

国・市町村との情報共有・連携等によって、本計画に基づく取組の推進体制を強化していく。

#### ⑦受益者負担の適正化

受益者負担の原則や受益者の公平性を踏まえて、公共施設等の使用料及び手数料の定期的な見直しを行う。また、見直し結果は県民に公表する。

(3) フォローアップの体制・方策

①フォローアップの実施方針

本計画の取組状況については、全庁的な推進体制のもとで進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、県民への情報提供及び報告を適宜行う。

進行管理に当たっては、公共施設マネジメント部局（管財・財政関係）が庁内全体の公共施設等マネジメントの取組を主導し、各部等における個別施設計画の策定・見直し及び管理の実施状況を横断的に管理する。

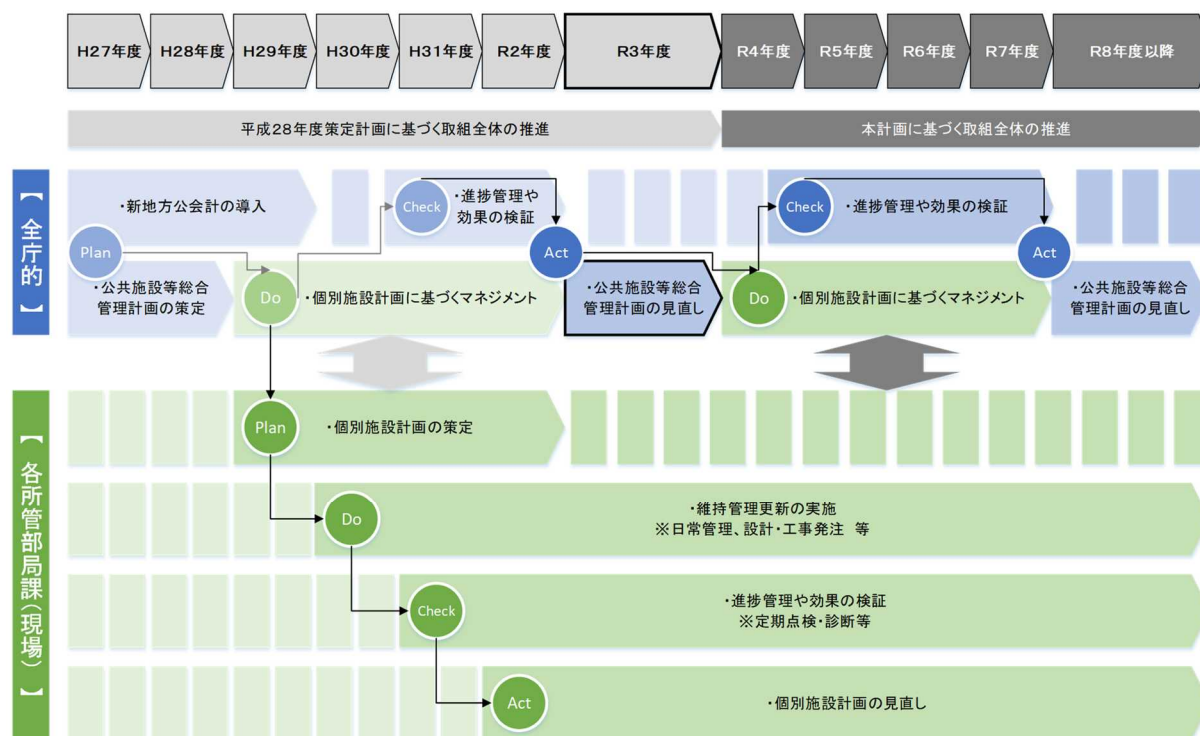


図 3-7 取組全体の推進に係るロードマップのイメージ

②PDCAサイクル推進の体制・方策

本計画に基づく取組を全庁的な認識のもと継続して推進するため、各部局の個別施設計画の策定・改訂状況や計画内容及び取組の進捗状況等を照会し、全庁的に情報共有を図る。

『沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定要領』を策定し、共通記載事項を設定することで、部局等における個別施設計画の策定・見直し及び管理の実施状況を公共施設マネジメント部局が統一的な目線で横断的に管理する。

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 施設類型

沖縄県が管理する公共施設等の施設類型を下表に示す。本章では、第3章の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、施設類型ごとの現状と課題を踏まえた今後の取組方針を示す。

表 4-1 施設類型一覧（再掲）

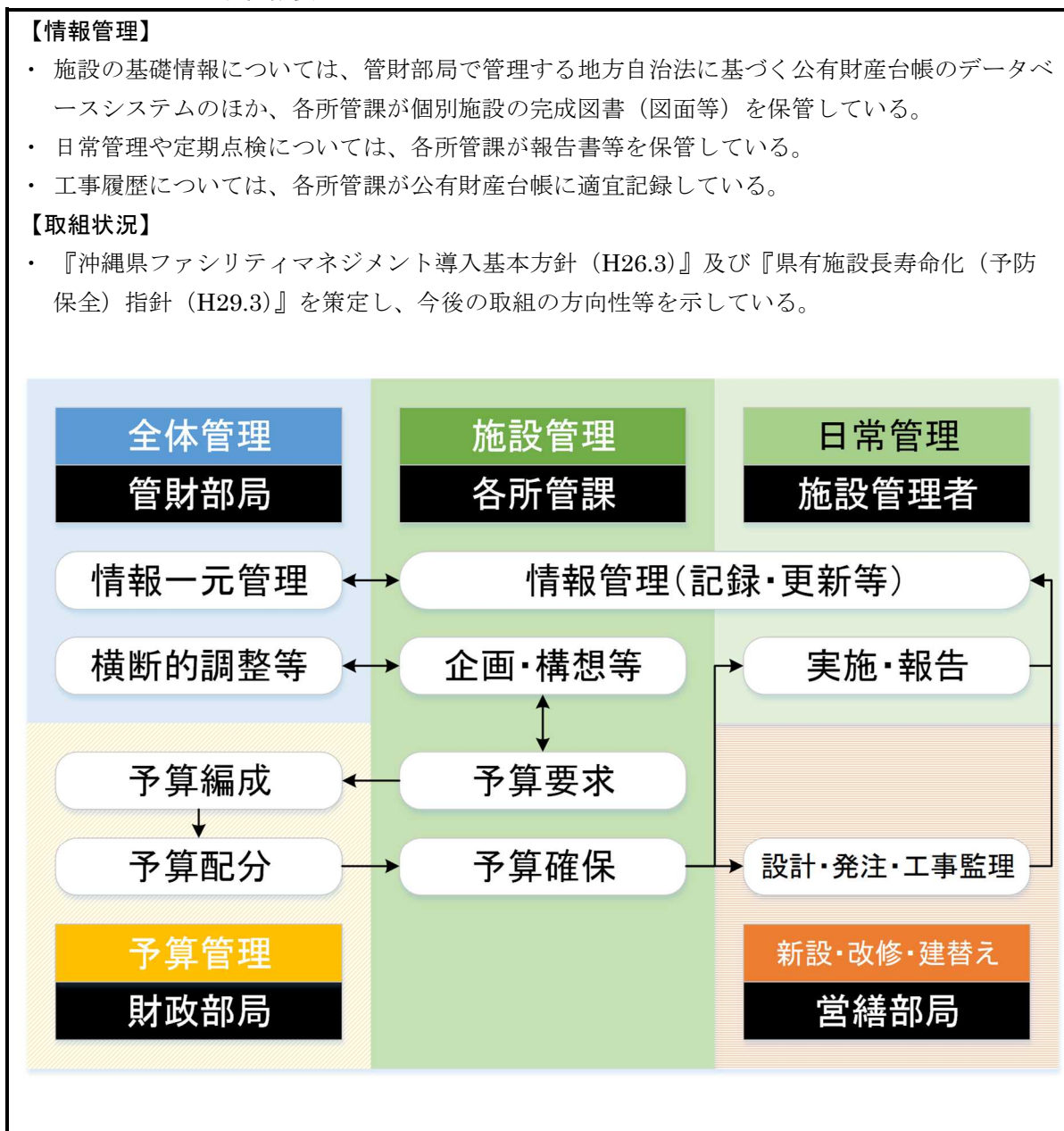
大類型	施設類型	施設種別
公共建築物 (ハコモノ)	庁舎等	庁舎・事務所、職員住宅 等
	学校教育施設	高等学校、大学 等
	社会教育施設	図書館、博物館・美術館 等
	警察施設	警察本部・警察署、宿舎 等
	住宅施設	県営住宅
	病院施設	県立病院
	保健・福祉施設	保健所、相談所 等
	その他	各種試験・研究施設 等
土木等施設 (インフラ)	道路	道路施設(橋梁、トンネル等)、地下駐車場 等
	河川・ダム	河川管理施設、ダム 等
	砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	海岸	海岸保全施設 等
	下水道	管路施設、処理場 等
	港湾	水域施設、係留施設 等
	空港	空港土木施設(滑走路等) 等
	モノレール	沖縄都市モノレールインフラ部(軌道部、駅舎・自由通路)
	公園	県営都市公園 等
	土地改良	農業水利施設(ダム 等)
	漁港	水域施設、係留施設 等
	治山	治山施設、林道施設
	企業局施設	水道施設、工業用水道施設
	その他	防災無線関係施設 等

2. 公共建築物（ハコモノ）

(1) 共通

公共建築物（ハコモノ）の維持管理に係る取組の現状と課題を以下に示す。

■ これまでの主な取組概要



■ 主な課題の認識

<p><b>【日常管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な巡回や清掃等においては実施が行き届かない範囲も存在する。</li> <li>・ 設備の保守点検が中心となり、建物に関する点検が十分に行われていないことがある。</li> <li>・ 築年数に伴う老朽化（例：漏水等）、各種設備の動作不良などの不具合が見られるが、人員・予算不足によって措置できていない箇所がある。</li> </ul> <p><b>【定期点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定点検のみでは長寿命化に資する点検として十分でない面がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 沖縄県の環境条件から塩害等による劣化が懸念される中、必要に応じて法定点検以外にもRC躯体内部の劣化進行状況の詳細調査等を踏まえた劣化診断や修繕・更新等への反映が必要である。</li> </ul> </li> <li>・ 建築物の長寿命化を進めていく中で、施設管理者に求められる保全業務がより高度化かつ多様化する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施設管理者の知識・技術の向上に係る支援が必要である。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【修繕・更新等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別施設計画において、個別具体的な修繕・更新計画を策定しているが、人員・予算不足によって計画的な修繕・更新が実施できておらず、現状では対処療法的な対応となっている施設がある。</li> </ul> <p><b>【情報管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有財産台帳に最新の情報が反映されていない場合がある。</li> <li>・ 点検・工事履歴等の情報は基本的にデータベース化されていない。</li> <li>・ 公有財産台帳等の施設の基礎情報と点検・工事履歴の一体的な管理が不十分である。</li> <li>・ 点検・工事履歴等の情報が維持管理にフィードバックされていない。</li> </ul>
--

下表の記載区分により、施設類型ごとの現状と課題を整理し、今後の取組方針等を示す。

記載区分	施設類型	施設種別
行政機関等	庁舎等	庁舎・事務所、職員住宅 等
	社会教育施設	図書館、博物館・美術館 等
	保健・福祉施設	保健所、相談所 等
	警察施設	警察本部・警察署、宿舎 等
	その他	各種試験・研究施設 等
学校	学校教育施設	高等学校、大学 等
住宅	住宅施設	県営住宅
病院	病院施設	県立病院

(2) 行政機関等

対象施設	庁舎等、社会教育施設、保健・福祉施設、警察施設、その他					
現 状	法定点検及び日常管理を実施しており、施設ごとに長寿命化計画を策定・運用している。法定点検又は日常管理で発見された不具合については、緊急性等を判断した上で対応しているものの、老朽化等による不具合の発生は増加傾向にある。					
		施設種別	現況分析	建設後 30 年経過する施設の割合		
			延床面積	R3 年現在	10 年後	20 年後
		庁舎等	425,272 m <sup>2</sup>	49%	73%	88%
		社会教育施設	113,786 m <sup>2</sup>	9%	50%	77%
		保健・福祉施設	46,916 m <sup>2</sup>	26%	85%	99%
		警察施設	119,356 m <sup>2</sup>	40%	78%	94%
	その他	421,942 m <sup>2</sup>	24%	41%	65%	
課 題	膨大な施設を有しており、多くの施設で現状では対症療法的な管理となっているため、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	部局横断的かつ計画的な維持管理・長寿命化を推進していく。					
項 目	取 組 方 針					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定点検（建物・設備等）に加え、日常点検の実施や施設利用者等からの情報提供の活用などにより、異常の早期発見に努めるとともに、点検結果を記録・蓄積し施設の保全計画に活用する。</li> <li>➢ 必要に応じて、沖縄県の実情に応じた評価（例：RC 躯体内部等の劣化進行状況の詳細調査等）により、施設の性能状態の把握に努める。</li> <li>➢ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「予防保全」に転換し、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減・平準化を目指す。</li> <li>・ ベンチマーキング手法を活用し、類似施設間の相対的な管理コストの差を検証しながら、維持管理コストの適正化を図る。</li> <li>・ 巡回や各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務（記録含む。）を徹底する。</li> <li>➢ 巡回・点検等の日常管理業務の実施頻度、管理水準、契約方式等の見直しについて検討する。</li> <li>・ 国の最新動向や事例等に留意しつつ、個別具体的な計画（個別施設計画）の策定又は既存計画の見直しを行いコストの縮減・平準化を図る。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理、定期点検等による健全性等の実態把握に努める。</li> <li>・ 緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行い、安全確保を図る。</li> </ul>					



## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震補強が必要な施設については、耐震化率100%を目指し、修繕・更新等の個別具体的な計画の策定とあわせて一体的な対策の推進を検討する。</li> </ul>
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して利用していく施設については、中・長期保全計画を策定し、計画的な予算確保によって必要な長寿命化を推進する。</li> </ul>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新（改修）等の計画とあわせて施設のユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> </ul>
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の今後の利活用のあり方（維持、転用、建替等）の検討に資するため、施設のもつ建物性能、利用度等を定量的に評価する施設アセスメントを実施し、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら統廃合等による総量の適正化について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>統廃合等によって未利用資産が生じた場合には、積極的な売却等を検討する。</li> </ul> </li> <li>最新動向について情報収集し、余裕スペース等が生じた場合には転用・売却等、その他ネーミングライツやスポンサー制度の導入による歳入確保の可能性について検討する。</li> </ul>
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> <li>一部施設で運用している指定管理者制度については、『指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（H31.3）』に基づき、定期的なモニタリング検証を実施し、管理者制度による施設の適正な管理運用や業務の効率化・質の向上、さらには他の施設への導入を推進する。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設マネジメント担当部局、財政、営繕等関係部局と施設所管課が連携し横断的な施設マネジメントを行う。</li> <li>公共建築物全体としての施設情報及び点検・工事履歴等の一元管理並びに確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の基本情報、建築・設備機器情報、修繕履歴情報等を一元的・経年的に管理・蓄積するため、施設保全データベースの整備を検討・導入し、保全業務の効率化を図る。</li> </ul> </li> <li>業務委託について適正な業務内容と量を設定した業務委託統一仕様書等の整備を行い、維持管理経費の適正化を図る。</li> <li>国等が定期的に関心する研修（例：国土交通大学校、全国建設研修センター等）等への参加により職員のスキル向上を図る。</li> <li>使用料等を徴収する施設については、利用や収支等の実態を把握しながら、条例・規則等を遵守した上で、必要に応じて使用料等の見直しを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政運営プログラムに基づき、職員・教職員住宅については、入居者負担の適正化の観点から費用対効果の確保のため入居料の見直しを検討する。</li> </ul> </li> <li>会議室・研修室等の貸出施設を有する施設については、稼働率の向上に係る検討と合わせて、必要に応じて利用料金の見直しを検討する。</li> </ul>

(3) 学校教育施設

対象施設	県立高等学校、特別支援学校、県立中学校、県立大学、その他学校施設 等					
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定点検及び日常管理を実施しており、『沖縄県立学校施設長寿命化計画 (R3.3)』、『沖縄県立看護大学個別施設計画 (R2.10)』、『沖縄県立芸術大学個別施設計画 (R3.3)』、『沖縄県立職業能力開発校個別施設計画 (R.3.3)』等を策定・運用している。</li> <li>・ 県立芸術大学は令和3年度から、県立看護大学は令和4年度から、地方独立行政法人が運営主体となり管理し、県は出資する形式となる。</li> <li>・ 老朽化した現農業大学校は新しいキャンパスへ移転予定であり、整備計画を進めているところである。</li> </ul>					
	施設種別		現況分析	建設後30年経過する施設の割合		
			施設数	R3年現在	10年後	20年後
	県立高等学校、特別支援学校、県立中学校		1,029,814 m <sup>2</sup>	37%	66%	89%
	県立大学		57,622 m <sup>2</sup>	58%	83%	100%
各種専門学校等		45,451 m <sup>2</sup>	51%	86%	86%	
課 題	限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	耐震化を推進するとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	取組方針					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種法定点検（建物・各種設備等）の実施を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 『学校施設の長寿命化計画策定に係る手引 (H27.4)』等を踏まえ、必要に応じて沖縄県の実情に応じた評価（例：RC躯体内部等の劣化進行状況の詳細調査等）により、施設の性能状態の把握に努める。</li> <li>➢ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の巡回、各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 巡回・点検等の日常管理業務の実施頻度等、必要に応じて管理水準の見直しを検討する。</li> </ul> </li> <li>・ 『沖縄県立学校施設長寿命化計画 (R3.3)』に基づき、コスト縮減・平準化を図りながら計画的な予算確保による必要な修繕・更新等を推進する。その際、既存の関連事業や計画（例：県立学校施設等塩害防止・長寿命化事業等）との整合に留意するとともに、必要に応じて見直しを検討する。</li> </ul>					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

<p>安全確保の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り同種・類似の施設についても早期に点検や予防的措置を実施する。</li> <li>用途を廃止し、今後も利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等による安全の確保に努める。</li> </ul>
<p>耐震化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校については、耐震化済みである。高等学校については、令和6年度に耐震化率100%となる予定である。</li> <li>職業能力開発校については、劣化度の高い施設を優先して耐震補強工事を講ずる。</li> </ul>
<p>長寿命化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県立学校施設長寿命化計画（R3.3）』において、高等学校、特別支援学校では、使用目標年数を70年以上と設定した。また、1981年以降の新耐震基準で建設された建物で、耐力度調査で構造上危険があると判定される建物以外については、予防保全を導入し、原則長寿命化を図ることとしている。</li> <li>各施設の個別施設計画に基づき、計画的な予算確保によって長寿命化改修工事等を着実に推進する。</li> </ul>
<p>ユニバーサルデザイン化の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新（改修）等の計画とあわせて施設のユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> </ul>
<p>統合や廃止の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校・特別支援学校については、生徒数や教育的ニーズの変化を踏まえた学校編成整備計画において、学校施設の規模、配置の再編を進める。</li> </ul>
<p>PPP/PFI活用の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> </ul>
<p>取組体制の構築及び情報管理の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁（教育委員会、その他所管課）と各学校の現場職員の役割分担のもと、全県的な取組（連携）と情報共有の体制を構築する。</li> <li>公共建築物全体としての施設情報及び点検・工事履歴等の一元管理並びに確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> </ul>

(4) 住宅施設

対象施設	県営住宅				
現 状	法定点検及び日常管理を実施している。また、『沖縄県公営住宅等長寿命化計画（R2.3）』に基づき、団地ごとに建替、改善、維持管理を実施している。				
	施設種別	現況分析	建設後30年経過する施設の割合		
		施設数	R3年現在	10年後	20年後
	県営住宅	1,299,840 m <sup>2</sup>	55%	83%	94%
集会場、ポンプ室等	7,403 m <sup>2</sup>	47%	68%	94%	
課 題	予算や人員が限られている中、更新工事を優先しているため、改善工事（長寿命化やバリアフリー化等）の実施が計画より遅れており、点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。				
総 論	点検結果や社会経済情勢の変化等に応じて適切に計画の見直しを行うとともに、計画に基づく事業を着実に実施していく。				
項 目	<b>取組方針</b>				
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種法定点検（建物・各種設備等）の実施を徹底する。</li> <li>➤ 必要に応じて、沖縄県の実情に応じた評価（例：RC 躯体内部等の劣化進行状況の詳細調査等）により施設の性能状態の把握に努める。</li> <li>➤ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>				
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の維持修繕や保守管理業務を今後も徹底する。</li> <li>・ 今後も『沖縄県公営住宅等長寿命化計画（R2.3）』等に基づき、計画的な予算確保及び必要な更新、修繕等を着実に推進する。</li> <li>・ 更新に当たっては、中長期的な住宅困窮者の需要に対応した公営住宅供給量の観点から戸数を設定し、社会ニーズやライフスタイルの変化等に対応する可変性の付与、事業効率等を勘案した市町村等の他の整備主体との一体的な整備の可能性等を検討する。</li> </ul>				
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、確認された緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行い安全確保に努める。</li> </ul>				
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画（H23.3）』、『沖縄県公営住宅等長寿命化計画（R2.3）』に基づき、老朽化の激しい県営住宅は順次建替等を実施している。</li> </ul>				
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『沖縄県公営住宅等長寿命化計画（R2.3）』等に基づき、一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟については、長寿命化型の改善（例：各種耐久性・防水性の向上等）を計画的に推進する。</li> <li>・ 現行の空家待ち入居者募集と適正な審査を継続しつつ、空家修繕による提供可能住戸の増加等により、空家率のさらなる改善を図る。</li> </ul>				

## 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新（改修）等の計画とあわせて施設のユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> <li>・ 引続き活用を図る施設については、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、住戸、共用部、屋外のバリアフリー化を進める。</li> </ul>
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新においては、中長期的な住宅困窮者の需要に対応した公営住宅供給量戸数の設定や事業効率等を勘案した他の整備主体（市町村等）との一体的な整備の可能性を検討し総量の適正化を図る。</li> </ul>
PPP／PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も指定管理者制度を運用しながら、日常管理や維持修繕等を実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日常点検や計画修繕についても、指定管理者等との連携により着実に実施する。</li> <li>➤ 『指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（H31.3）』に基づき、定期的なモニタリング検証を実施し、管理者制度による施設の適正な管理運用や業務のさらなる効率化、質の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、指定管理者及び入居者・自治会の役割分担のもと、全県的な取組（連携）と情報共有の体制を構築する。</li> <li>・ 公共建築物全体としての施設情報及び点検・工事履歴の一元管理並びに確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 点検・工事履歴は、『県営住宅管理システム』にて一元管理し、修繕・維持管理の的確な実施や次回点検への活用を図る。</li> </ul> </li> <li>・ 定期的を開催している市町村担当者会議等において、市町村における公営住宅等長寿命化計画の策定に取組、県と市町村の一体的な事業推進による効率化の可能性等を検討する。</li> <li>・ 家賃滞納者への適切な対応を行い、家賃納付者や入居希望者との公平性の保持に努める。</li> </ul>

(5) 病院施設

対象施設	県立病院				
現 状	法定点検及び日常管理を実施しており、日常管理の一部を民間業者に委託している。『沖縄県立病院施設等総合管理計画（R3.3）』を策定・運用している。				
	施設種別	現況分析	建設後30年経過する施設の割合		
		施設数	R3年現在	10年後	20年後
	病院施設（本体）	165,816 m <sup>2</sup>	22%	59%	81%
医師住宅、宿舎等	7,568 m <sup>2</sup>	22%	76%	83%	
課 題	限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。				
総 論	将来にわたり医療の拠点施設としての機能を確保するため、必要な機能の強化を図りながら、予防保全を主体とした維持管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。				
項 目	<b>取組方針</b>				
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種法定点検（建物・各種設備等）の実施を徹底する。</li> <li>➤ 必要に応じて、沖縄県の実情に応じた評価（例：RC躯体内部等の劣化進行状況の詳細調査等）により、施設の性能状態の把握に努める。</li> <li>➤ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>				
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の巡回、各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底する。</li> <li>➤ 巡回・点検等の日常管理業務の実施頻度等、必要に応じて管理水準の見直しを検討する。</li> <li>・ 『県立病院ビジョン』等の関連計画に照らしつつ、『沖縄県立病院施設等総合管理計画（R3.3）』に基づき、コスト縮減・平準化を図るとともに計画的な予算確保による修繕・更新等を推進する。</li> </ul>				
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理や定期点検等による健全性等の実態把握に努めるとともに、確認された緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し速やかに応急措置を行い安全確保に努める。</li> </ul>				
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部病院南棟を除いて耐震化が完了済みである。</li> <li>➤ 中部病院南棟は、耐震補強工事を予定している。</li> </ul>				
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全を基本とした個別施設計画の策定・見直しにより必要な長寿命化を推進する。</li> </ul>				
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新（改修）等の計画とあわせて施設のユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> </ul>				
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、統廃合等による総量の適正化について検討する。</li> </ul>				

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li></ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>病院事業局病院事業経営課と各病院・診療所の役割分担のもと、全県的な情報共有の体制を構築する。</li><li>点検・工事履歴等の情報を蓄積・更新及び共有し、維持管理へのフィードバックする情報運用体制について検討する。</li><li>『県立病院ビジョン』等の関連計画に基づき、地域連携の強化による紹介患者の増加に取り組む等、常に経営改善に努め長寿命化に必要な資金を確保する。</li></ul>

### 3. 土木等施設（インフラ）

土木等施設（インフラ）は、施設類型によって関連法令（根拠法等）が異なり、点検等の維持管理の取組は各々の専門性が必要となることから、取組の現状と課題に相違がある。土木等施設の全体的な取組状況と課題、施設類型別の今後の取組方針等を以下に示す。

#### ■ これまでの主な取組概要

##### 【日常管理】

- ・ 各所管課が予算を確保し、事務所等出先機関の職員又は指定管理者等が現場実務を行っている。
  - 施設によっては、職員又は委託業者等が日常又は定期的な巡回・点検、清掃、維持・保守等を実施している。
  - 点検、苦情・要望等により確認した不具合等については、日常管理の担当者で対応可能なものは措置し、その他は監督職員に報告し、対応している。
  - 指定管理者が管理する施設では、一定の金額の範囲内の維持・修繕を指定管理者の判断で実施している。

##### 【定期点検】

- ・ 施設によっては、専門知識を有する業者への委託により、国の基準類又は県独自の管理規則、マニュアル等に基づき定期点検を実施している。

##### 【修繕・更新等】

- ・ 本庁所管課又は出先機関ごとに、国の基準類に基づく長寿命化計画等の個別具体的な計画を策定している。

##### 【情報管理】

- ・ 施設の基礎情報については、各所管課又は出先機関において施設類型ごとの根拠法に基づく法定台帳及び個別施設の完成図書（図面等）を保管している。
- ・ 日常管理及び定期点検は、出先機関を中心に各種報告書等を保管している。
- ・ 工事履歴については、出先機関を中心に工事ごとの完成図書（図面等）を保管している。

#### ■ 主な課題の認識

##### 【日常管理】

- ・ 日常的な巡回、清掃等においては実施が行き届かない範囲が存在する。
- ・ 老朽化による不具合等が増加傾向にある中、人員・予算不足によって措置できていない箇所もある。

##### 【定期点検】

- ・ 施設によっては継続的な定期点検体制が確立できていない。

##### 【修繕・更新等】

- ・ 施設によっては、個別具体的な修繕・更新計画を策定しているが、人員・予算不足によって計画的な修繕・更新が実施できておらず、現状では対症療法的な管理となっている施設がある。

##### 【情報管理】

- ・ 法定台帳等の施設の基礎情報と点検・工事履歴の一体的な管理（データベース化等）が不十分である。



(1) 道路

対象施設	道路施設（橋梁、トンネル、舗装、道路附属物等、小規模附属物）、地下駐車場、交通安全施設 等					
現 状	道路パトロール等の日常管理のほか、定期点検を実施している。特に道路施設（橋梁、トンネル、舗装、道路附属物等、小規模附属物）、地下駐車場、道路土工構造物については長寿命化修繕計画を策定・運用している。					
	施設種別		現況分析		建設後 50 年経過する施設の割合	
			施設数	単位	R3 年現在	10 年後
	橋梁（橋長 15m未満）		329	橋	22%	50%
	橋梁（橋長 15m以上）		349	橋	1%	20%
	トンネル		21	箇所	0%	0%
	道路（舗装）		152	路線	-	
	大型構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド）		42	施設	1%	11%
	小規模附属物（道路照明、道路標識、情報装置版）		11,049	箇所	-	
	土工構造物		28	箇所	0%	11%
地下駐車場		1	箇所	0%	0%	
課 題	膨大な延長を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	<b>取組方針</b>					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の技術的助言（各種定期点検要領 国土交通省道路局）の対象施設については、5年に1回の近接目視及び健全性区分診断を前提とした点検を確実に実施する。</li> <li>➤ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向や最新の補助制度（例：道路メンテナンス事業補助制度）の要件等に留意し、新技術等の活用に関する数値目標を検討しつつ、それらに基づく取組を推進する。</li> <li>➤ 点検実施体制の適宜見直しについて検討する。</li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理業務（道路パトロール等の巡回、維持等）を徹底する。</li> <li>➤ 実施頻度等の管理水準の見直し及び包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討する。</li> <li>・ 国の最新動向や事例等に留意しつつ、長寿命化計画等（個別施設計画）の策定又は見直しにより、予算の平準化及び円滑な修繕、更新等を推進する。</li> <li>➤ 塩害等の影響によって著しく健全性が低下している施設の必要な更新（例：橋梁の架替え等）について、計画的に推進する。</li> </ul>					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 最新の補助制度（例：道路メンテナンス事業補助制度）の要件等に留意し、維持管理・修繕・更新等に関する数値目標を検討しつつ、それらに基づく取組を推進する。</li> <li>・ 修繕・更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法の選択を検討する。</li> </ul>
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送路指定を踏まえつつ、修繕等の計画とあわせて必要な耐震補強を着実に推進する。</li> </ul>
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期点検の対象施設については、予防保全を基本とした個別施設計画の策定・見直しにより、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の更新時期等を踏まえたユニバーサルデザイン化の推進方針を検討し、更新等とあわせたユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> </ul>
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新等の時期を捉えて利用の実態、機能・健全性等の把握に努め、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等（例：横断歩道橋の撤去等）による総量の適正化について検討する。</li> <li>▶ 最新の補助制度（例：道路メンテナンス事業補助制度）の要件等に留意し、集約・撤去、機能縮小等に関する数値目標を検討しつつ、それらに基づく取組を推進する。</li> </ul>
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> <li>・ 一部施設で運用している指定管理者制度については、『指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（H31.3）』に基づき、定期的なモニタリング検証を実施し、管理者制度による施設の適正な管理運用や業務の効率化、質の向上を図る。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>▶ 道路はネットワークインフラのため、施設種別ごとのデータベースの統合（例：プラットフォームの構築等）や地図情報との関連付け等についても検討する。</li> <li>・ 国が定期的開催する研修（例：道路構造物管理実務者研修等）等への参加により職員のスキルアップを図る。</li> <li>・ 道路メンテナンス会議で市町村等との情報共有・連携を図る。</li> <li>・ 日常管理（例：道路美化等）は、県民との協働（例：各土木事務所における従来のボランティアサポートプログラム等）の継続・発展に取り組む。</li> <li>・ 地下駐車場等の使用料等を徴収する施設については、利用や収支等の実態を把握しながら、条例・規則等を遵守した上で、必要に応じて使用料等の見直しを検討する。</li> </ul>

(2) 河川・ダム

対象施設	河川（河川管理施設・河道）、ダム					
現 状	河川巡視及びダムの日常点検・監視等の日常管理のほか定期点検を実施しており、施設ごとに長寿命化計画を策定・運用している。					
	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	河川	51	水系	-		
	可動堰施設	2	箇所	0%	0%	0%
	樋門施設	10	箇所	0%	70%	70%
本ダム	6	ダム	0%	17%	33%	
課 題	膨大な施設を有しており、多くの施設で現状では対症療法的な管理となっているため、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	対象施設の形式や河川の区間区分に応じて、長寿命化計画や維持管理計画に基づく点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした維持管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	取組方針					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設及びダムについては、関連法令等に基づく定期点検を確実に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特に河川については、河川区間区分や河川特性に応じて国の要領等を参考に、個別施設計画の策定等に必要と考えられる健全性等の評価に当たって必要な定期点検のあり方（県内統一）を検討する。</li> <li>新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理業務（巡視・巡回、維持等）を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施頻度等の管理水準の見直し及び包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討する。</li> </ul> </li> <li>河川管理施設及びダムについては、国の要領等を参考にした長寿命化計画等（個別施設計画）の策定又は既存計画の見直しにより、予算の平準化及び円滑な修繕、更新等を推進する。</li> <li>修繕・更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法の選択を検討する。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急処理を行う。</li> </ul>					
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新等の計画とあわせて必要な耐震補強を着実に推進する。</li> </ul>					
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の対象施設については、予防保全を基本とした個別施設計画の策定・見直しにより、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>					
ユニバーサルデザイン化の	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の更新時期等を踏まえたユニバーサルデザイン化の推進方針を検討し、更新等とあわせてユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> </ul>					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

推進方針	
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設は、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有しているため、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えないよう慎重に判断することとする。</li> </ul>
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>国が定期的で開催する研修（例：河川管理実務者研修等）等への参加により、職員のスキルアップを図る。</li> <li>ダム担当者会議を定期的を開始し、担当者間の情報共有・連携を図る。</li> <li>日常管理（例：河川美化等）については、県民との協働（例：河川愛護活動に対する支援事業等）の継続・発展に取り組む。</li> </ul>

(3) 砂防

対象施設	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設					
現 状	砂防関係施設を中心とした巡視等の日常管理のほか、施設によっては市町村と連携しながら定期点検を実施している。					
	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	砂防設備 (砂防堰堤・床固工)	320	施設	0%	18%	56%
	地すべり防止施設	118	施設	0%	8%	62%
急傾斜地崩壊防止施設	283	施設	0%	4%	37%	
課 題	膨大な施設を有しており、多くの施設で現状では対症療法的な管理となっているため、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	施設ごとの長寿命化計画及び維持管理計画に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	取組方針					
点検・診断等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の要領等を参考に、定期点検体制の必要な見直し（例：実施主体、優先順位や重点箇所の設定等）を検討し、定期点検を計画的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理業務（巡視、維持等）を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施頻度等の管理水準の見直しについて検討する。</li> </ul> </li> <li>国の要領等を参考にした長寿命化計画等（個別施設計画）の策定又は既存計画の見直しによって、予算の平準化及び円滑な修繕、更新等を推進する。</li> </ul>					
安全確保の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>					
耐震化の 実施方針	—					
長寿命化の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の対象施設については、予防保全を基本とした個別施設計画の策定・見直しにより、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>					
ユニバーサル デザイン化の 推進方針	—					
統合や廃止の 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防関係施設は、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有している。このため、統合・廃止については、施設の劣化損傷が著しく進み機能不全となった場合に、他施設の機能向上を行う等、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることがないように慎重に判断することとする。</li> </ul>					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

---

PPP/PFI活用の推進方針	—
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li><li>・ 国等が定期的に行う研修（例：国土交通大学校、全国建設研修センター等）等への参加により、職員のスキルアップを図る。</li><li>・ 市町村との合同巡視等で担当者間の情報共有・連携を図る。</li></ul>

(4) 海岸

対象施設	海岸保全施設：堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門 等					
現 状	日常的な巡視及び定期点検の実施とともに、各海岸保全区域の個別地区ごとの長寿命化計画を策定し、健全度評価に基づく必要な老朽化対策事業を実施している。					
	施設種別	現況分析		建設後 50 年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3 年現在	10 年後	20 年後
	護岸	980	施設	5%	21%	45%
	水門及び樋門	87	施設	1%	70%	82%
その他	530	施設	2%	27%	56%	
課 題	膨大な延長を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	長寿命化計画に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	<b>取組方針</b>					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の長寿命化計画及び『海岸保全施設維持管理マニュアル（R2.6）』に基づく定期点検を確実に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理業務（巡視、維持等）を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施頻度等の管理水準の適宜見直しについて検討する。</li> </ul> </li> <li>既存の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的に予算を確保し、確実に修繕、更新等を推進する。また、定期点検等の結果や修繕等の実績を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜立入制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>					
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性能調査を行い、必要な施設は更新等の計画とあわせて耐震対策を着実に推進する。</li> </ul>					
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の長寿命化計画に基づく定期点検、修繕等の対策を実施し、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>					
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—					
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸閘については、廃止や統合を検討する。</li> </ul>					
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> </ul>					

取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li><li>国が定期的開催する講習（例：国土技術政策総合研修所）等への参加により、職員のスキルアップを図る。</li><li>日常管理（例：海岸美化等）については、県民との協働（例：海岸愛護月間中のボランティア清掃活動等）の継続・発展に取り組む。</li></ul>
------------------	--



(5) 下水道

対象施設	流域下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設）					
現 状	日常的な巡視、定期的な点検等のほか、管渠の詳細調査や処理施設等の法定点検等を実施している。『沖縄県下水道ストックマネジメント計画（R1）』を策定・運用している。（『沖縄県下水道ストックマネジメント計画（R1）』の計画期間は令和2年度～令和6年度）					
	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	管路施設	114.7	km	13%	19%	52%
	処理施設	4	施設	-	-	-
ポンプ施設	19	施設	-	-	-	
課 題	老朽化対策が必要な施設の増加が見込まれており、限られた人員・予算の中で計画的に点検・調査や修繕・更新等を実施していく必要がある。					
総 論	『沖縄県下水道ストックマネジメント計画（R1）』に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	<b>取組方針</b>					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連法令等に基づく各種法定点検のほか、『沖縄県下水道ストックマネジメント計画（R1）』及び国の基準類に基づく定期点検を確実に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理業務（巡回、清掃、維持・保守等）を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施頻度等の管理水準の見直し及び包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討する。</li> </ul> </li> <li>『沖縄県下水道ストックマネジメント計画（R1）』に基づき、計画的に予算を確保し、着実に修繕、更新等を推進する。また、国の最新の基準類、定期点検等の結果や修繕等の実績を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</li> <li>修繕、更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法の選択を検討する。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理や、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>					
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新（改築）等の計画とあわせて必要な耐震補強を着実に推進する。</li> </ul>					
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県下水道ストックマネジメント計画（R1）』に基づく点検、修繕・改築等の対策を実施し、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>					
ユニバーサルデザイン化の推進方針	-					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

統合や廃止の 推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道計画の汚水処理量の変化の検証を基に、流域下水道の基本となる計画の見直しを定期的実施し、処理場施設の整備並びに施設の維持保全及び再整備を継続的に実施する。</li></ul>
PPP/PFI活 用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li><li>・ 一部処理場施設は点検・維持修繕・運転等について包括的民間委託を導入しており、今後運用を継続するとともに、他の施設への導入を推進する。</li></ul>
取組体制の構 築及び情報管 理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の各種システムを活用しながら、施設の基礎情報（法定台帳等）、点検結果、修繕工事履歴等の情報の一元管理及び運用体制（情報の蓄積、更新、共有、維持管理へのフィードバック）について適宜見直しを検討する。<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 平成 25 年度に作成した業務マニュアルについては、異常箇所の対応方針の適宜見直しを検討する。</li></ul></li><li>・ 国、その他関係機関等が開催する講習等への参加により、職員のスキルアップを図る。</li><li>・ 流域関連公共下水道担当職員研修会を定期的開催し、市町村担当者との情報共有・連携を強化する。</li></ul>

(6) 港湾

対象施設	港湾施設：水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、その他施設					
現 状	港湾施設の日常管理は市町村へ委託している。県では、技術基準対象施設（水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設）について維持管理計画を策定・運用している。					
	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	水域施設	276	施設	0%	21%	60%
	外郭施設	430	施設	2%	23%	51%
	係留施設	406	施設	2%	24%	49%
	臨港交通施設	280	施設	1%	21%	50%
	荷さばき施設	200	施設	0%	22%	52%
	旅客施設	25	施設	0%	0%	0%
	保管施設	29	施設	0%	25%	25%
船舶役務用施設	11	施設	0%	0%	22%	
港湾環境整備施設	61	施設	0%	31%	42%	
課 題	膨大な施設数を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検・診断や修繕・更新等を計画的に推進していく必要がある。					
総 論	維持管理計画に基づき計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	<b>取組方針</b>					
点検・診断等の実施方針	・技術基準対象施設については、維持管理計画及び『港湾の施設の点検診断ガイドライン（H26.7）』に基づく定期点検を確実に実施する。					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回等の日常管理は市町村等が行っている。また、維持管理及び修繕については、県と市町村等の役割分担のもと適切に実施する。</li> <li>・技術基準対象施設については国の要領等を参考にして維持管理計画（個別施設計画）の策定・見直しにより、予算の平準化及び計画に基づく修繕、更新等を確実に実施する。</li> <li>・修繕・更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法を検討する。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	・日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。					
耐震化の実施方針	・背後圏が一定規模の人口を有している港湾及び地形的要因により緊急物資の輸送等を海上輸送に依存せざるを得ない背後圏を有する港湾において、大規模地震が発生した場合に緊急物資輸送の確保を図るための施設として耐震強化岸壁の整備促進を図る。					
長寿命化の実施方針	・技術基準対象施設については、維持管理計画に基づいた予防保全計画により計画的に修繕することで、長寿命化によるコスト縮減及び平準化を図る。					
ユニバーサルデザイン化の	・更新（改修）等の計画とあわせて施設のユニバーサルデザイン化を着実に推進する。					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

推進方針	
統合や廃止の推進方針	—
PPP/PFI活用の推進方針	・ 『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。
取組体制の構築及び情報管理の方針	・ 施設の基礎情報及び点検、診断、修繕、更新履歴等を内容とする『港湾施設の維持管理情報データベース』（国土交通省）を活用して、情報を一元管理する。 ・ 国等が定期的に行う研修等への参加により、職員のスキルアップを図る。

(7) 空港

対象施設	空港土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路等）、空港保安施設、空港機能施設																													
現 状	『空港機能管理規定』、『沖縄県空港の設置及び管理に関する条例』等に基づき、日常的及び定期的な巡回等を実施しており、日常管理は市町村に委託している。空港土木施設については、『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』に基づく定期点検、修繕等を実施している。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">現況分析</th> <th colspan="3">建設後50年経過する施設の割合</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>単位</th> <th>R3年現在</th> <th>10年後</th> <th>20年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港土木施設（滑走路）</td> <td>19</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>42%</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>空港土木施設（エプロン）</td> <td>12</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>空港土木施設（その他）</td> <td>34</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合			施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後	空港土木施設（滑走路）	19	施設	0%	42%	68%	空港土木施設（エプロン）	12	施設	0%	50%	50%	空港土木施設（その他）	34	施設	0%	50%	50%
	施設種別		現況分析		建設後50年経過する施設の割合																									
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後																								
	空港土木施設（滑走路）	19	施設	0%	42%	68%																								
空港土木施設（エプロン）	12	施設	0%	50%	50%																									
空港土木施設（その他）	34	施設	0%	50%	50%																									
課 題	今後は、より高度な維持管理・更新を行うための維持管理・更新計画の策定に資する点検、診断等（例：舗装の構造詳細調査等）のあり方を検討する必要がある。																													
総 論	『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』等に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。より高度な予防保全による施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。																													
項 目	<b>取組方針</b>																													
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『空港内の施設の維持管理指針（H26.4）』、『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』に基づく各種巡回及び点検を実施する。点検結果や供用年数に応じ、定期的に点検内容や頻度の見直しを行う。</li> </ul>																													
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』等に基づいて実施する各種巡回及び点検の結果、必要な修繕及び経常維持を実施する。</li> <li>『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』に基づき、必要な予算を計画的に確保し、維持管理・修繕・更新等を推進する。また、蓄積データに基づく劣化予測（例：アスファルト舗装）の実施、精度向上等による舗装等の更新時期の検討、より高度な維持管理及び更新による安全性の確保とコスト縮減・平準化に努める。</li> <li>修繕・更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い最適な手法の選択を検討する。</li> </ul>																													
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『空港機能管理規程』に基づき、施設及び利用者の安全確保に努める。安全を損なう損傷等が発生した場合、『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』により、緊急的な修繕を実施する。修繕については各種専門分野の要領等を参照し、適切かつ速やかに実施する。</li> </ul>																													
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化の検討については、『県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針（H29.2）』に基づいて、防災拠点空港から優先して災害に強い施設整備を実施する。</li> </ul>																													
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『空港維持管理・更新計画書』、『空港個別施設計画（R3.5）』に基づき、更新サイクルを考慮し、定期点検の結果を踏まえた長寿命化の実施により維持管理費用の縮減及び平準化を図る。</li> </ul>																													

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の更新時期等を踏まえたユニバーサルデザイン化の推進方針を検討し、更新等とあわせたユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li></ul>
統合や廃止の推進方針	—
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li></ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の各種システムを活用しながら、施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li><li>国が定期的で開催する講習（例：航空局及び国土技術政策総合研究所）等への参加により職員のスキルアップを図る。</li></ul>

(8) モノレール

対象施設	沖縄都市モノレール（県管理区間インフラ部）：軌道、建造物（駅舎・自由通路）、駐車場 等						
現 状	県と沖縄都市モノレール（株）の役割分担（協定書に基づく維持修繕管理区分）により、日常及び定期的な巡視・検査等を実施している。県は『沖縄県都市モノレール長寿命化修繕計画（R23.11）』に基づく長寿命化点検（詳細点検）を実施している。						
	施設種別		現況分析		建設後 50 年経過する施設の割合		
			施設数	単位	R3 年現在	10 年後	20 年後
	モノレール 軌道桁	819	本	0%	0%	0%	
モノレール 支柱	402	本	0%	0%	0%		
課 題	施設の老朽化が進み各施設で緊急的な不具合が多発し、計画的な対応が難しい状況となっているため、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。						
総 論	『沖縄県都市モノレール長寿命化修繕計画（R23.11）』に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。						
項 目	<b>取組方針</b>						
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄都市モノレール（株）による軌道法に基づく定期検査等を徹底する。</li> <li>・ 県は長寿命化に資する定期点検として、国の要領（特に『橋梁定期点検要領（H31.3）』（国土交通省道路局国道・技術課））等を踏まえ、5年に1回の近接目視及び健全性区分診断を確実に行う。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>						
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と沖縄都市モノレール（株）の役割分担により、日常管理業務（巡回、維持等）を徹底する。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 実施頻度等の管理水準の必要な見直し及び包括・長期・性能規定契約等の導入について検討する。</li> </ul> </li> <li>・ 蓄積された定期検査、その他の点検結果等を踏まえ、既存の長寿命化修繕計画（個別施設計画）の適宜見直しを検討し、予算の平準化及び円滑な修繕、更新等を推進する。</li> </ul>						
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>						
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存区間は H8 道路橋示方書、延長区間は H24 道路橋示方書により耐震設計で施工されている。</li> </ul>						
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『沖縄県都市モノレール長寿命化修繕計画（R23.11）』に基づく点検、修繕・改築等の対策を実施し、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>						
ユニバーサルデザイン化の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両とホームの段差・隙間解消、多言語化、キャッシュレス化などのバリアフリー化を図る。</li> </ul>						

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者団体等との連携により、今後もバリアフリー化をはじめとしたユニバーサルデザイン化を推進する。</li> </ul>
統合や廃止の推進方針	-
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> <li>・ 一部施設で運用している指定管理者制度については、『指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（H31.3）』に基づき、定期的なモニタリング検証を実施し、管理者制度による施設の適正な管理運用や業務の効率化、質の向上を図る。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>・ 国が定期的で開催する研修（例：道路構造物管理実務者研修等）等への参加により職員のスキルアップを図る。</li> <li>・ 道路管理者モノレール担当者会議や道路メンテナンス会議を定期的で開催し、国・那覇市との情報共有・連携を図る。</li> </ul>



(9) 公園

対象施設	都市公園、森林公園、自然公園																							
現 状	<p>都市公園及び森林公園については、公園ごとの指定管理者が、管理運営に関する協定書及び各種仕様書に基づき巡回等の日常管理及び定期的な点検を実施している。</p> <p>自然公園については、日常管理を市町村に委託している。</p> <p>施設ごとに長寿命化計画を策定し協定書を踏まえた修繕等を実施している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">現況分析</th> <th colspan="3">建設後 50 年経過する施設の割合</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>単位</th> <th>R3 年現在</th> <th>10 年後</th> <th>20 年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園</td> <td>8524</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>7%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>国立・国定・自然公園</td> <td>1327</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>1%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	現況分析		建設後 50 年経過する施設の割合			施設数	単位	R3 年現在	10 年後	20 年後	都市公園	8524	施設	0%	7%	20%	国立・国定・自然公園	1327	施設	0%	1%	17%
施設種別	現況分析		建設後 50 年経過する施設の割合																					
	施設数	単位	R3 年現在	10 年後	20 年後																			
都市公園	8524	施設	0%	7%	20%																			
国立・国定・自然公園	1327	施設	0%	1%	17%																			
課 題	膨大な施設を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。																							
総 論	長寿命化計画の策定又は必要な見直しにより、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。																							
項 目	<b>取組方針</b>																							
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の管理は指定管理者や市町村が行っており、日常及び法定点検を実施し、遊具については専門業者による年1回の定期点検を実施する。</li> <li>各施設の長寿命化計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととなっているため、見直し時に健全度調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>																							
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の交付金を活用し、長寿命化計画に基づく公園施設の修繕、更新等を実施する。また、交付金の対象とならない軽微な修繕等は、指定管理者と県の協議の上適切に実施する。</li> <li>長寿命化計画等（個別施設計画）の策定又は見直しにより、予算の平準化及び円滑な修繕・更新等を推進する。</li> </ul>																							
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>																							
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕等の計画とあわせて必要な耐震補強を着実に推進する。</li> </ul>																							
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の特長や健全性等を踏まえた長寿命化計画（個別施設計画）に基づく修繕等を実施し長寿命化によるコスト縮減及び平準化を図る。</li> </ul>																							
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新（改修）等の計画とあわせて、地形や周辺状況を踏まえた施設のユニバーサルデザイン化を着実に推進する。</li> </ul>																							

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

<p>統合や廃止の 推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新等の時期を捉えて、利用実態、施設の機能、健全性等の把握に努め、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等（例：公園施設の複合化等）による総量の適正化について検討する。</li> </ul>
<p>PPP／PFI活 用の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP／PFI の活用を推進する。</li> <li>指定管理者制度を運用している施設については、『指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（H31.3）』に基づき、定期的なモニタリング検証を実施し、管理者制度による施設の適正な管理運用や業務の効率化、質の向上を図る。</li> </ul>
<p>取組体制の構 築及び情報管 理の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化による情報の一元管理及び運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>指定管理者制度運用委員会による検証（モニタリング）を徹底し、PDCA を確実に実施する。</li> <li>国が定期的開催する研修（例：国土交通大学）等へ参加することにより職員のスキルアップを図る。</li> </ul>

(10) 漁港

対象施設	漁港施設（外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等）、海岸保全施設：堤防等					
現 状	漁港施設の巡回等の日常管理は、漁港等に委託している。定期的な点検のほか、機能診断等を実施し、漁港ごとの各施設について機能保全計画を策定・運用している。					
	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	水域施設	102	施設	94%	95%	96%
	外郭施設	518	施設	6%	29%	54%
	係留施設	235	施設	7%	40%	57%
	輸送施設	86	施設	0%	31%	42%
漁港環境整備施設	2	施設	0%	0%	0%	
課 題	<p>膨大な延長を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。</p> <p>水中部の状況や沖に設置されている防波堤等は日常的な状況把握は困難であるが、主な劣化要因である塩害や波浪に留意した対策が必要である。</p>					
総 論	機能保全計画に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	<b>取組方針</b>					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の手引き等その他の最新動向の情報収集により、機能保全計画等（個別施設計画）の策定に資する機能診断、定期的な点検・診断等を確実に実施する。</li> <li>➢ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理業務（巡回、維持等）を徹底する。</li> <li>➢ 実施頻度等の管理水準の見直しや指定管理者制度等の導入を検討する。</li> <li>・ 国の手引き等に基づき機能保全計画等（個別施設計画）の策定又は見直しを行い、予算の平準化及び国の補助事業と連携し確実に修繕、更新等を推進する。</li> <li>・ 修繕・更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法を検討する。</li> <li>➢ 『水産基盤施設の維持点検マニュアル（R2.9）』（水産庁 漁港漁場整備部 整備課）に基づき、ライフサイクルコストを考慮した修繕・更新等の比較検討を行う。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>					
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能保全計画等と合わせて必要な耐震補強等を着実に推進する。</li> </ul>					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の対象施設については、予防保全を基本とした機能保全計画等（個別施設計画）に基づく点検、修繕・改築等の対策を実施し長寿命化によるコストの縮減及び平準化を図る。</li> </ul>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新等の時期を捉えて、利用実態、機能性、健全性等の把握に努め、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等による総量の適正化について検討する。</li> </ul>
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の基礎情報（法定台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化による情報の一元管理及び運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>国が開催する講習・研修等への参加により、職員のスキルアップを図る。</li> <li>漁港漁場市町村担当者会議を開催し、市町村等との情報共有・連携を図る。</li> </ul>

(11) 土地改良

対象施設	農業水利施設：ダム、調整池、頭首工、水路、用排水機場 等					
現 状	ダムや頭首工については、施設ごとの管理規則に基づく日常的及び定期的な巡回・点検等を実施している。					
	各施設の機能保全計画及び管理マニュアルに基づき、点検、診断、修繕、更新等を実施している。					
	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
		施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	ダム	5	施設	0%	40%	80%
せき	2	施設	0%	100%	100%	
頭首工	1	施設	0%	0%	100%	
課 題	—					
総 論	機能保全計画及び管理マニュアルに基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。					
項 目	取組方針					
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の手引き等を参考に、国の補助事業を活用しながら、機能診断調査を含む定期点検体制を検討し、定期点検を確実に実施する。</li> <li>▶ 新技术（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>					
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>各管理規則に基づく日常管理業務（施設監視又は巡回、維持等）を徹底する。</li> <li>▶ 実施頻度等の管理水準の見直しについて検討する。</li> <li>国の手引き等に基づき、機能保全計画等の策定又は見直しを行い、予算の平準化及び国の補助事業と連携して必要な修繕、更新等を着実に推進する。</li> </ul>					
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理や定期点検等による健全性等の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>					
耐震化の実施方針	—					
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の対象施設については、予防保全を基本とした機能保全計画及び管理マニュアルに基づく点検、修繕・改築等の対策を実施し、長寿命化によるコストの縮減及び平準化を図る。</li> </ul>					
ユニバーサルデザイン化の推進方針	—					
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新等の時期を捉えて、利用実態、機能性、健全性等の把握に努め、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し、統廃合等による総量の適正化（例：ため池の利用状況や営農への影響を踏まえた廃止等）について検討する。</li> </ul>					

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li></ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の基礎情報及び点検、機能診断、修繕、更新履歴等を内容とする「農業水利ストック情報データベース」（農林水産省）を活用して、情報を一元管理する。</li><li>国が開催する講習・研修等への参加により職員のスキルアップを図る。</li><li>市町村との担当者会議等を設置し、市町村等との情報共有・連携を強化する。</li></ul>

(12) 治山

対象施設	治山施設（溪間工、山腹工、防潮工）、林道施設（橋梁等）						
現 状	治山施設や林道施設については、豪雨や台風後の巡回のほか、日常管理（巡回等）において、橋梁等を対象とした定期点検を実施している。『沖縄県営林道施設長寿命化計画（R2.3）』、『沖縄県治山施設個別施設計画（R3.2）』を策定・運用している。						
	施設種別		現況分析		建設後50年経過する施設の割合		
			施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後
	治山施設（谷止工、山腹工、防潮工）		497	施設	0%	14%	38%
林道施設（橋梁）		14	橋	0%	0%	29%	
課 題	膨大な施設を有しており、多くの施設で現状では対症療法的な管理となっているため、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。						
総 論	『沖縄県営林道施設長寿命化計画（R2.3）』、『沖縄県治山施設個別施設計画（R3.2）』に基づき、計画的な点検、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。						
項 目	取組方針						
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国で定める「治山施設に係る個別施設計画策定のためガイドライン」、「林道施設に係る個別施設計画策定のためガイドライン」等を参考に、定期点検を計画的に実施する。</li> <li>▶ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>						
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理業務（巡視、維持等）を徹底する。</li> <li>国で定める「治山施設に係る個別施設計画策定のためガイドライン」、「林道施設に係る個別施設計画策定のためガイドライン」等を参考に、既存の長寿命化計画等（個別施設計画）の見直しによって、予算の平準化及び円滑な修繕、更新等を推進する。</li> </ul>						
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常管理や定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>						
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化計画等とあわせて必要な耐震補強等を着実に推進する。</li> </ul>						
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の対象施設は、長寿命化計画等（個別施設計画）に基づく修繕等の対策を実施し、長寿命化によるコストの縮減及び平準化を図る。</li> </ul>						
ユニバーサルデザイン化の推進方針	-						
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>治山施設については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有している。このた</li> </ul>						

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

	<p>め、統合・廃止については、施設の劣化損傷が著しく進み機能不全となった場合に、他施設の機能向上を行う等、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えないよう慎重に判断することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道施設については、更新等の時期を捉えて利用実態、機能性、健全性等の把握に努める。また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、新規整備計画の見直し統廃合等による総量の適正化について検討する。</li> </ul>
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の基礎情報（管理台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化（一元管理）及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>・ 国等が開催する研修等への参加により職員のスキルアップを図る。</li> <li>・ 市町村との合同巡視等で担当者間の情報の共有・連携を図る。</li> </ul>



(13) 企業局施設

対象施設	水道施設（貯水・取水・導水・浄水・送水施設）、職員住宅																													
現 状	<p>『企業局水道施設点検要領』等に基づく日常的及び定期的な巡回のほか、関連法令に基づく法定点検を実施している。更新、修繕等については、本庁が水道のアセットマネジメントの手法を取り入れた整備計画を策定し、計画的な更新を推進している。修繕については、各出先機関が修繕計画を策定しているため、方針や同種工事における修繕内容は各出先機関で異なる。修繕計画が未策定のものは、現状では対症療法的な管理となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="2">現況分析</th> <th colspan="3">建設後50年経過する施設の割合</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>単位</th> <th>R3年現在</th> <th>10年後</th> <th>20年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木建築・管路施設</td> <td>24</td> <td>施設</td> <td>3%</td> <td>27%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>514</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>3%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>99</td> <td>施設</td> <td>0%</td> <td>2%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合			施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後	土木建築・管路施設	24	施設	3%	27%	60%	電気設備	514	施設	0%	3%	18%	機械設備	99	施設	0%	2%	17%
施設種別	現況分析		建設後50年経過する施設の割合																											
	施設数	単位	R3年現在	10年後	20年後																									
土木建築・管路施設	24	施設	3%	27%	60%																									
電気設備	514	施設	0%	3%	18%																									
機械設備	99	施設	0%	2%	17%																									
課 題	<p>膨大な延長を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検、診断、修繕、更新等を計画的に推進していく必要がある。</p> <p>今後、想定される人口減少に伴う水需要減少期に応じて、施設規模の適正化等を検討していく必要がある。</p>																													
総 論	<p>整備計画及び修繕計画に基づき、計画的な更新、修繕等を行う。予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費用の縮減及び平準化を推進する。</p>																													
項 目	取組方針																													
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も各種法定点検等の実施を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新技術（例：水中ロボット、ドローン等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul> </li> </ul>																													
維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の巡回や各種法定点検、維持・保守等の日常管理業務を今後も徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 巡回（点検）等の日常管理業務の実施頻度等、必要に応じて管理水準の見直しについて検討する。</li> <li>➢ 日常管理業務を中心とした包括・複数年・性能規定型契約等の導入について検討する。</li> </ul> </li> <li>・ 『沖縄県企業局中長期計画（H30.3）』に照らしつつ、国の基準類等を踏まえ、アセットマネジメントの手法を取り入れた全庁的な整備・修繕計画（個別施設計画）の策定・見直しにより、コストの縮減及び平準化を図りながら必要な更新、修繕等を着実に推進する。</li> <li>・ 更新、修繕等の事業推進においては、最新情報の収集を行い、最適な手法を検討する。</li> </ul>																													
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等を実施し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>																													

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備・修繕計画等（個別施設計画）とあわせて必要な耐震補強等を着実に推進する。</li> </ul>
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセットマネジメントの手法を取り入れた全庁的な整備・修繕計画（個別施設計画）を策定及び見直し、計画的な予算確保によって、必要な長寿命化を推進する。</li> </ul>
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新（改修）等の計画とあわせて見学コースを中心に施設のユニバーサルデザイン化を検討する。</li> </ul>
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新等の時期を捉えて、利用実態、機能性、健全性等の把握に努める。また、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、施設整備計画の見直し及び統廃合等による総量の適正化（例：需要に応じたダウンサイジング等）について検討する。</li> </ul>
PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPP/PFIの活用に当たっては、国庫補助等の動向や合理化・効率化による経営基盤の強化に加え、平常時及び災害等による緊急時における技術力など技術基盤の強化等を含めて検討する必要がある。</li> <li>他県の先進事例等について情報収集するとともに、中長期かつ多角的な視点を踏まえ、必要に応じて企業局におけるPPP/PFIの活用方法について検討する。</li> </ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の各種システムを活用しながら、点検・工事履歴等の情報の一元管理及び運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li> <li>定期的な水道事業連絡会議を開催し、各受水事業体との連携・情報共有を強化する。</li> </ul>

(14) その他

対象施設	テレビ放送運営施設、防災無線関係施設 等				
現 状	テレビ放送運営施設及び防災行政無線関係施設については、年次点検を実施し『沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局及びテレビ放送中継局個別施設計画（R2）』を策定・運用しており、県と沖縄県情報通信基盤整備協会との役割分担（協定書に基づく業務分担）により、日常管理から更新まで実施している。				
	施設種別	現況分析		建設後 50 年経過する施設の割合	
		施設数	単位	R3 年現在	10 年後
テレビ放送運営施設等、 防災無線関係施設 等	46	施設	0%	17%	17%
課 題	膨大な施設数を有しており、限られた人員・予算の中で必要な点検・診断や修繕・更新等を計画的に推進していく必要がある。				
総 論	個別施設計画の策定又は必要な見直しにより、計画的な点検、修繕等を行い、予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保並びに維持管理費の縮減及び平準化を推進する。				
項 目	<b>取組方針</b>				
点検・診断等の 実 施 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連法令等に基づく定期点検を確実に実施する。</li> <li>➤ 新技術（例：ICT、非破壊検査技術等）の動向に留意し、適宜導入を検討する。</li> </ul>				
維持管理・修繕・更新等の 実 施 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理業務（維持等）を徹底する。</li> <li>➤ 実施頻度等の管理水準の適宜見直し、包括・長期・性能規定型契約等の導入について検討する。</li> <li>・ 個別施設計画の策定又は既存計画の見直しにより、予算の平準化及び円滑な修繕・更新等を推進する。</li> <li>・ 修繕・更新等の事業推進においては、最新情報の収集を行い最適な調達手法を検討する。</li> </ul>				
安全確保の 実 施 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常管理、定期点検等による健全性の実態把握に努め、緊急対応を要する不具合、その他の第三者被害が想定される損傷等については、適宜使用停止・制限等し、速やかに応急措置を行う。</li> </ul>				
耐震化の 実 施 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新計画等（個別施設計画）とあわせて必要な耐震補強等を着実に推進する。</li> </ul>				
長寿命化の 実 施 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期点検の対象となる全ての施設において、予防保全を基本とした個別施設計画を策定し、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図る。</li> </ul>				
ユニバーサル デザイン化の 推 進 方 針	—				
統合や廃止の 推 進 方 針	—				

#### 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

---

PPP/PFI活用の推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>『沖縄県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程』に基づいて、施設の整備等への PPP/PFI の活用を推進する。</li></ul>
取組体制の構築及び情報管理の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の基礎情報（管理台帳等）、点検・工事履歴等のデータベース化（一元管理）及び確実な情報運用体制（情報の蓄積・更新、共有、維持管理へのフィードバック）について検討する。</li><li>関係機関との会議等による担当者間の必要な情報共有・連携を強化する。</li></ul>



---

『沖縄県公共施設等総合管理計画』

平成 28 年 12 月

(令和 4 年 8 月改訂)

沖縄県

(問い合わせ先) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県 総務部 管財課

電話 : 098-866-2106 FAX:098-866-0246

---